

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	北村嘉彦君	企画調整課長	藤塚康孝君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	小川裕司君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	高橋伸行君	産業課長	立川昭雄君
上下水道課長	太田宣男君	会計管理者兼 会計課長	中嶋努君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	水野忠宗君	生涯学習課長	木全豊君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚正博	書記	陸田友彦
書記	森田唯		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（後藤省治君） これより本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含む咳エチケットなどの御協力をお願いいたします。

なお、本日の会議において、学校教材用の写真撮影を許可いたしております。御報告いたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、13番 栗田利朗君、1番 太田佳祐君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

---

○議長（後藤省治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

12番 富田栄次君。

〔12番 富田栄次君登壇〕

○12番（富田栄次君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

質問の前に、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大がいつきでも早く終息に向かうことを心より願うものです。

賢明なる垂井町民の皆様には、恐怖や混乱に陥られることなく、予防に努められ、勇気をもって落ち着いた日常活動を送っていただきたく思います。

それでは、大きく4点について質問に入ります。

第1点目、人生100年時代、100歳義務教育に向けて。

近年、平均寿命の延びに伴い、人生は80年時代から100年時代へと移行しつつあります。人生100年時代を迎え、戦後一貫してきた義務教育年限も増やすべきではないか。人々や社会のニーズは多様で、学びの期間の延長は前向きに考えたほうがよいとの意見もあります。

人生100年時代という表現が定着してきました。ロンドン・ビジネススクールのリンダ・グラットン教授が提唱したもので、2007年に日本で生まれた子供の半分は107歳以上生きるとも予測しています。この予測も受けて、政府は人生100年時代の制度設計を進めています。誰もが100歳になる可能性が出てきました。人生100年という時代、人生の生き方も社会のシステムも見直す未知の時代がやってきます。我々の生涯の生き方そのものを見直す必要が出てきまし

た。

そこで、生涯学習課長にお尋ねをします。

課長におかれましては、長い間大変御苦労さまでした。議場において私の課長に対する質問は、これで最後になるかと思うと感無量です。御退任に当たり、生涯学習課長として未来の垂井町に向けて、町民が100歳までどのように生きていけばよいのか、その人生設計についてお尋ねをします。何かよきアドバイスを頂けないかをお尋ねするものです。

第2点目、泥川排水機場設置について。

近年、日本各地において異常気象による洪水により大災害が発生しています。そんな中、泥川に係る治水対策、浸水被害防止として、泥川排水機場設置の地元要望が強まっています。

そこで、建設課長にお尋ねをいたします。

1つ目、排水機場設置に向けての現在の進展状況についてお尋ねをいたします。

2つ目、排水機場完成までの間の災害の発生を防ぐための河川の適正な維持管理も進めなくてはなりません。完成までの間の中間的対応方を尋ねるものです。例えば、相川、泥川、山田川、湯壺川等のしゅんせつ、雑木、雑草の除去も一方策と思いますが、建設課長には長い間大変御苦労さまでした。お若い頃から一級建築士として建築のエキスパート、スペシャリストとして、非常に優れた技術や知識を持たれ、町政の要所要所でその力を発揮してこられました。私も建築士でもあり、課長の一步踏み込んだその専門性に、これまで大きな期待と信頼を寄せてきました。

3つ目お尋ねします。

建設課長として、未来の垂井町の理想像、未来の垂井町に託すことがあればお聞かせください。

第3点目、新学習指導要領について。

新学習指導要領が2016年に中教審から答申され、2017年に改訂、2017年度は全ての教育機関において周知徹底期間とし、幼稚園は2018年度に完全実施、小学校では2020年度、中学校では2021年度から全面的に実施されます。これに合わせまして、教科書の採択も小学校は2020年度から新しい教科書に、そしてまた中学校も2021年から完全使用開始となるわけですが、我が町も着々と準備が進められており、教育の内容も新たに変わってくるということで、そこでお尋ねをいたします。

1つ目、今回の改訂で求められている教育内容の変更についてお尋ねいたします。簡潔にお願いいたします。

2つ目、改訂への本町での取組についてお尋ねいたします。

これまで、誠実な人間味豊かなお話し方で、お人柄で、いつも周りの空気を温かくしていただきました。ありがとうございました。

3つ目お尋ねします。

学校教育課長として、未来の垂井町の教育に何かアドバイスを頂ければとお尋ねするもので

す。

第4点目、消費増税で町の行財政への影響は。

1989年、日本で初めて消費税が導入されました。その後、国民の反発を受けながらも1997年に5%、2014年に8%と段階的に引き上げられ、2019年10月には10%、飲食料品や新聞は軽減税率適用で8%のままですが、それまで引き上げられました。

では、このような大反発を受けながらも、国が消費増税を推進しましたが、8%から10%の消費増税で町行財政にどれだけの影響があると見込まれるのかをお尋ねするものです。

税務課長にお尋ねいたします。

1つ目、法人町民税の落ち込みについて、どのような見解をお持ちかをお尋ねいたします。

課長には長い間、大変御苦労さまでした。これまで、日常どことなく憂いのある表情で業務に当たってこられた。そのお姿を思い起こすと、課長はいつも弱い者の味方として税務、特に福祉がとてもお似合いな課長でした。

2つ目、税務から見た未来の垂井町に向け、何かお言葉があればお尋ねをしたいのですが。

最後に町長にお尋ねをします。

歳入、歳出について。

例えば歳入については、消費増税で地方消費税交付金が増え、このほか所得税や法人税等に影響が出て、歳入は減少が見込まれる。一方で歳出では、工事請負費、物品購入費、業務委託料等に影響が出る。また、補助金や扶助費への影響のため、歳出は増加する。消費税率が10%に引き上げられると、8%に比較して町予算はどれだけの増減額が見込まれるのか。概算となるとは思いますが、歳入が増えるものの歳出も増える。町の経済や町財政の影響を考えたとき、そこでお尋ねします。

3つ目、消費税10%増税に関する町長の見解をお尋ねするものです。以上です。

○議長（後藤省治君） 生涯学習課長 木全豊君。

〔生涯学習課長 木全豊君登壇〕

○生涯学習課長（木全 豊君） おはようございます。

私からは富田議員の1つ目の質問、人生100年時代、100歳義務教育についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、人生100年時代は、ロンドン・ビジネススクールのリンダ・グラットン教授らが、100年時代の人生戦略で提唱した言葉で、2007年に日本で生まれた子供の半数が107歳より長く生きると推計されております。

政府の人生100年時代構想会議の中間報告では、100年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、さらには社会人としての学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が重要であり、また高齢者から若者まで全ての人に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことができる社会をつくるのが重要な課題としております。

こうした中、生涯学習の立場からは、社会教育や文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動や趣味などの生きがいを見いだすことが個人の生活の質を高め、人生に喜びをもたらすものと考えております。

そのため、既に生きがいを見いだしている人々には、その活動の場を確保し、まだ生きがいを見いだしていない人々にはその機会を提供することが必要と考えております。

なお、生きがいは人それぞれ異なり多種多様であり、行政がその全てを提供することは難しいため、地区まちづくり協議会や社会教育関係団体などと連携する中で提供していく必要があると考えております。

次に、生涯学習課長として未来の垂井町に向けてであります。先ほども申し上げましたとおり、生涯学習は個人の生活の質を高め、人生に喜びをもたらすものであり、あらゆる場所、時間、方法により人それぞれが自発的に行うものであります。本町には文化会館、タルイピアセンター、勤労青少年ホームや朝倉運動公園、小・中学校体育施設や中央公民館、地区まちづくりセンターなど活動の場が数多く提供されており、現に多くの団体や人々がそうした場を活用され、自主的にかつ定期的に活動されております。引き続き住民ニーズを把握しながら、こうした団体が活動しやすいように、施設環境の整備改善など側面から支援していくことが、住民が豊かな人生を送る上で重要であると考えております。

これからも住みよい垂井町であり続けることを期待し、また最後にねぎらいのお言葉を頂きましたことにお礼を申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

〔建設課長 高橋伸行君登壇〕

○建設課長（高橋伸行君） 私からは富田議員の2番目の御質問、泥川排水機場設置について答弁をさせていただきます。

質問は2点ございました。

排水機場設置に向けての現在の進捗状況について、排水機場完成までの間の河川の適正な維持管理についてでございます。

初めに排水機場設置に向けての現在の進捗状況についてでございますが、当町の泥川流域は非常に勾配の緩い平たん地であることから、洪水時には自然排水が困難となり、浸水被害を受けてきました。このため、河川管理者である岐阜県において、逆流防止水門の設置や堤防のかさ上げなどの改修を進めていただいております。

この泥川水門は、平成23年6月から供用開始され、平成25年9月16日の台風第18号や、平成29年10月22日の台風第21号では、家屋浸水被害には至らなかったことなどの効果が見られましたが、道路冠水や農地浸水被害がいまだ発生しております。また、今後さらに多量の降雨が発生した場合の被害を食い止めることも必要でございます。

これらを解決する有効な手法として、議員御指摘の排水機場の設置があるわけでございます。この泥川排水機場の設置につきましては、毎年、岐阜県に対し、泥川治水対策の要望書の提出

及び排水機場の早期整備の要望を行っております。本年におきましても、2月に県農政部長及び県大垣土木事務所長に対しまして、地元県議会議員、町長、地元町議会議員及び地元代表の方々とともに要望活動を実施したところでございます。

泥川は相川及び大谷川に合流する河川であることから、大谷川の改修とのバランスを図りながら進めていく必要がございます。大垣土木事務所からは大谷川上流部の築堤に伴うJR橋梁のかさ上げや洗堰区間の築堤が当面の課題であり、それらの整備にめどがついた段階で排水機場の整備に着手できるよう検討を進めていると聞いております。今後も地元との連携を図りながら、早期に実現できるよう県に働きかけてまいります。

次に、排水機場完成までの間の河川の適正な維持管理についてでございますが、町内河川の日常の維持管理は、大垣土木事務所と連携して実施しております。県管理となる相川や泥川などの1級河川については、現在、大垣土木事務所により未整備である泥川上流部の護岸改修工事業を実施しております。また、相川、泥川で河川断面を阻害する樹木及び堆積土砂についても、伐採及び河道掘削を実施しており、さらには岩手川の樹木伐採も今後予定されております。町管理となる山田川や湯壺川などの普通河川につきましては、令和2年度より樹木伐採及び土砂しゅんせつの予算をお願いし、優先度の高い箇所から計画的に実施していきたいと考えております。

日常の巡視及び住民等からの情報提供により確認した危険箇所につきましても、緊急度に応じ、適宜改修、修繕を実施してまいります。

以上、泥川排水機場設置についての答弁とさせていただきます。今後も関係機関とも密接な連携を図り、河川の適正な維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。御理解賜りますようお願いいたします。

次に、建設課長として未来の垂井町に託すことというお尋ねでございます。

議員1点目の御質問の中にもございましたとおり、人々や社会のニーズは多種多様で、基盤整備においても同じことが言えます。自然災害や犯罪などのない安全な町、交通の利便性のよい町、楽しさを求めた快適な空間のある町、確かにこれらはお金をかければグレードの高いものができ、満足度の高いものになるでしょう。しかし、それには補助金などを活用するにしても財源が伴います。どのグレードまでやれば満足度が高くなるのか、どのようにすれば魅力のある垂井町になるのか。今後、財政状況がさらに厳しくなることが予測される中、費用対効果を今まで以上に見極める工夫が必要であると考えます。

今、最も重要なことは、第6次総合計画のテーマ別戦略の中でもふれておりますとおり、人口減少に対してどのように立ち向かうのかということだと思います。これには2つの対策があります。

1つ目は、人口減少の抑制です。自然減、社会減を抑制するというものです。2つ目は、人口減少への適応です。

1つ目の人口減少対策を講じても、人口が減少し、少子高齢化が進行するのは確実ですから、

これに適応した社会づくりが求められるものでございます。

これら2つの対策を講じるにしても、一つ一つの事業に対して多種多様のニーズがありますし、多額の財源を必要とします。現在も幾つかのこれらに対する事業を展開しておりますが、議員各位の御協力や住民の御理解を得ながら、誰もが住んでみたいな、住んでよかったなと思えるような垂井町になることを託し、私の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 水野忠宗君。

〔学校教育課長 水野忠宗君登壇〕

○学校教育課長（水野忠宗君） 私からは新学習指導要領について答弁をさせていただきます。

まず、1点目の今回の改訂で求められている教育内容の変更についてでございます。

今回の学習指導要領の主な教育内容の変更としましては、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実、情報活用能力の育成、現代諸課題への対応などが小・中学校とも見直しされ変更されたところでございます。

このうち小学校では、小学校5・6学年の外国語科が新設され、外国語活動として年間35時間であった英語の学習が教科として年間70時間を扱うこととなることや、筋道を立てて考える力を養うためのプログラミング教育を行うことが大きな変更です。

中学校においては、がんの原因など、がんについての正しい知識や予防について学習する、がん教育を行うことが新たな学習内容として変更されているところです。

続きまして、2点目の改訂の本町での取組についてお答えをさせていただきます。

小学校における外国語科につきましては、平成29年度より垂井小学校が外国語科の研究を推進しており、子供が楽しんで英語を学ぶ垂井プランを作成し、町内の小学校は来年度よりこの計画に従って英語を学ぶこととしております。また、垂井町独自の指導計画や教材を作成するなど、着実に準備をしております。

また、プログラミング学習につきましては、平成29年度より表佐小学校、合原小学校の2校をICT教育指定校に指定し、ICTを活用した学習活動等を研究し、成果を他の学校に共有しております。がん教育につきましては、不破中学校、北中学校をがん教育モデル校として指定し、医師会の皆様より専門的な立場から様々な御助言を頂きながら授業モデルを作成し、今年度、医師、がん経験者を講師として授業を行ってまいりました。これ以外の各教科、道徳の指導計画につきましても、大垣市教育委員会や本町も含めた西濃地区各市町の実践者により、既に全ての教科の年間指導計画を作成したところでございます。また、4月からデジタル教科書や教材が使用できるよう予算計上をしており、万全を期しておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、垂井町の教育にアドバイスということでございますが、現在新型コロナウイルス感染症対策のため学校が臨時休校となっておりますので、生徒の皆さんへのメッセージを贈りたいと思います。

生徒の皆さんへ。家庭で元気で過ごしていることと思います。感染症拡大を防止する努力がなされているところでございますが、今がまさに感染拡大を早期に終息させるために極めて重要な時期です。この臨時休業のこの期間を各自、今までの自分の振り返りや自分の可能性を伸ばすことにつながる期間となるよう過ごしていただきたいと思っております。一日も早く事態が終息し、いつもの学校に戻ることを学校教育課及び学校の先生方も願っているところでございます。

以上、私からの答弁とメッセージということでございます。ありがとうございます。

○議長（後藤省治君） 税務課長 木下誠司君。

〔税務課長 木下誠司君登壇〕

○税務課長（木下誠司君） 私からは4つ目の御質問、消費増税で町の行財政への影響はのうち、1つ目についてお答えをさせていただきます。

初めに、町の法人税の落ち込みについて。

町税の法人町民税、法人税割の観点からお答えをさせていただきます。

法人町民税の法人税割につきましては、個々の法人事業者の経済活動、引いては景気の動向と密接な関係があることは言うまでもありません。

そこで、国内の状況について見てみますと、世界経済の減速と消費増税後の消費の大幅な落ち込みによって、足元の景気は既に7年前の水準に逆戻りしてしまっているとの指摘がなされております。

具体的に申しますと、2018年秋頃から製造業を中心に景況の悪化が生じており、消費増税時の2019年10月時点では、多くの経済指標におきまして急落が生じ、現在の景気動向は2013年前半の水準にあるというものであります。

このような状況の中、本町について見てみますと、町内の総生産の約半数を製造業の経済活動が占めていることから、現在の景況の影響は極めて大きいものがあると言えます。今年度の法人町民税、法人税割につきましては、調定額ベースで2018年度決算額に対し、約7,300万円の減収見込みとなっておりますことから、今定例会第1日目の会議におきまして2,800万円減額の補正予算をお認めいただいたところであります。

このような事例の中で、来年度の予算編成を行った結果、法人町民税の法人税割につきましては、税率の引下げ分を含めまして、今年度当初予算に対し6,720万2,000円減の1億2,805万2,000円を見込んだところであります。

一方、昨年12月以降、中国で感染が広がりました新型コロナウイルスは、全世界に感染拡大する中、世界保健機関は11日、世界的大流行を意味するパンデミックに分類されるとの見解を表明するに至りました。この感染拡大は、国民の暮らしや国内企業の経済活動はもちろんのこと、世界経済に計り知れない影響を与えており、このまま感染問題の終息が長引きますと、雇用・所得環境にも悪影響が生じ、景気はさらに厳しさを増し、景気回復が長期にわたる可能性が生じてまいります。



以上のことから、来年度見込んでおります法人町民税の法人税割につきましても、さらなる減収となるのではないかと危惧しているところでございます。

以上、法人町民税の法人税割の落ち込みについて答弁とさせていただきます。

次に、税務課の立場から見た未来の垂井町についてでございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、本町は町内総生産の約半数を製造業が占めているものづくりの町であります。それゆえ、景気の動向や雇用・所得環境に非常に影響されやすい町税収入の構造であると思います。一方、少子高齢化社会、人口減少は確実に進行しており、特に労働力人口の減少は町税の減収を招く大きな要因となっております。

本町は、第6次総合計画におきまして人口減少抑制戦略と人口減少適応戦略を定め、人口減少という大きな課題に取り組んでいるところであります。自主財源の根幹になります町税収入につきましても、この2つの戦略の下、税収の確保を図るとともに、人口減少に適応した税財源の政策的な配分に努める必要があると考えます。

以上、誠に僭越ではございましたが、私の答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 私からは、富田議員の4つ目の質問の消費増税で町の行財政への影響はの2点目、町の経済や町財政の影響を考えたとき、消費税10%増税に関する見解ということについて御答弁をさせていただきます。

御承知のとおり、消費税及び地方消費税につきましても、昨年10月から税率が8%から10%に改正をされました。それに伴いまして、令和2年度一般会計予算の歳入におきましても、県から交付されます地方消費税交付金を対前年度比1億1,000万円の増、率にしますと23.4%増の5億8,000万円を見込んだところでございます。これは、歳入全体の6.8%を占めており、昨今の社会保障費の増加に対応するための貴重な財源となっております。

一方、町発注の公共工事や物品の購入等におきましても、税率が改正されたことによりまして支出が増えることとなります。平成30年度決算の数値をベースに軽減税率を考慮せずに計算しますと、年間で6,000万円ほど支出が増える見込みとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 私からは、消費増税での行財政への影響から、10%増税に関する町長の見解についてお答えしたいと思います。

消費税につきましても、地域福祉の充実等のために広く公平に課税される間接税でございます。したがって、税率の引上げに伴いまして、経済への影響も少なくなく、現在、国においては低所得者、子育て世帯向けプレミアム付商品券の発行や、あるいは消費者へのポイント

還元によりまず支援が進められておりまして、さらに本年の9月からはマイナンバーカードを活用したマイナポイントによる消費活性化策が図られる予定となっております。

また、垂井町におきましても引き続き町内の経済対策といたしまして、プレミアム商品券発行事業補助金等を通じまして、地域経済の活性化を図りながら景気の下支えをしてまいりたいと考えております。よろしく願いをいたしたいと思っております。

なお、先ほどは、幹部職員がその思いをそれぞれ述べてくれましたところでございますが、非常にうれしく思いました。思いを述べましたとおり、町民に笑顔があふれる、町民の暮らしが輝く垂井町を引き続き目指し、まちづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） 12番 富田栄次君。

○12番（富田栄次君） 御答弁ありがとうございました。

町長におかれましては、消費税の増税、またコロナウイルスを念頭に行財政運営をお願いするものです。

4課長さんにおかれましては、今後の御活躍を御祈念申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤省治君） 2番 廣瀬隆博君。

〔2番 廣瀬隆博君登壇〕

○2番（廣瀬隆博君） ただいま議長より許可がありましたので、通告に従い一般質問をします。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症対策について町長にお尋ねします。

日々刻々と世界的にも深刻化する今回の新型コロナウイルス感染症拡大をWHOがパンデミック、世界的大流行を表明して、国では新型コロナウイルス特措法が成立しました。健康被害対策もさることながら、景気低迷による国民生活と経済に及ぼす影響を最小にすることが求められます。

当町においても、早々と新型コロナウイルス感染症対策本部を設置され、町民の健康被害を防止するとともに、感染拡大を防止するために対策を進められておりますが、今後の対応はどのようになされていくのか、その方向性についてお尋ねします。

また、町民に理解を求めるための啓発が幾つかあると思いますが、この点についてもお伺いします。

国や県が経済的対策として、例えば小・中学校休校で会社を休んだ親の休業補償、経営者への融資、助成金支援等、今後行政に求められることが増大することが予想されます。これらの点についてもお伺いします。

2点目、町長は議会初日に令和2年度施政方針及び提案説明をされ、町政の基本方針を議員並びに町の皆さんに理解と賛同及び協力を賜りたいと述べられました。

そこで、項目ごとに1. 協働、2. 安全・安心、3. 都市基盤・環境、4. 産業・交流、5. 福祉・健康、6. 教育・文化、7. 行財政運営の7つのテーマについて、るる述べられました

が、その上で最後に当選後、今日までの約10か月間、私の政治姿勢であります現場に出向いて現物に直接触れ、現実を捉えるの三現主義を行動に移したと述べられておりますが、再度この場で前述の具体的な行動内容などや思いをお聞かせください。

3点目、垂井町クリーンセンターの今後についてお尋ねします。

町長の令和2年度施政方針及び提案説明では、耐火物補修工事等の実施により、ごみ処理施設等の充実を図りながら今後も安定したごみ処理体制の確保に努めてまいりますとありますが、垂井町公共施設等総合管理計画を見ますと、垂井町クリーンセンターは老朽化により何度も延命措置が取られてきましたが、この延命期限が令和5年度、2023年度までとなっております。この先何らかの延命措置があったとしても限界があり、建て替えについてもあれこれと莫大な費用がかかると考えます。ますますこれからは、どの自治体においても人口減少化が見られ、町単独の改築は困難を極めることと考えます。

そこで、平成29年3月に制定された垂井町公共施設等総合管理計画の取組方針に、クリーンセンターは現状規模では行政サービスの維持、安全確保等、運営面において限界であり、広域連携について検討するとあります。

私は繰り返しの延命措置には限界があり、この広域連携の検討だけでなく、近い将来に広域連携に加入することについて、他町の例として条件付で加入が認められるという苦渋の条件を飲んで加入できた例があったと聞き及んでおります。

先送りの検討ではなく、私が述べたように、今年度からでも連携要件なり、下打合せ的な打診を進められてはと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（後藤省治君） 副町長 片岡兼男君。

〔副町長 片岡兼男君登壇〕

○副町長（片岡兼男君） 廣瀬議員の1つ目の質問、新型コロナウイルス対策については、私のほうからお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、世界各地で猛威を振るい、WHOからはパンデミックとも言えると表明され、先行きがさらに不透明な状況となってまいりました。

当垂井町では、2月25日に発出されました国の新型コロナウイルス感染症対策の方針を受け、2月27日に垂井町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して、3月15日までの町主催と関与する行事を中止や延期し、町内施設も臨時休館や休業といった措置を取りますとともに、小・中学校も3月26日まで臨時休校との要請を受け、現在休校とさせていただきました。

町内施設の使用につきましては、ホームページへの掲載だけでなく、3月9日には全戸配布として予防方法や感染症状が現れたときの行動方法など、各御家庭に掲示していただくとよい内容と併せてチラシを作成し、配布を行ってきたところです。

また、3月10日には、国からの感染症に関する緊急対応策第2弾が発信され、これを受けて3月12日に岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会が開催されて、これに出席してまいりましたので若干の報告をさせていただきます。

会議では、県内42の市町村長や業界団体の代表者が集まる中、医療物資の不足状況の改善を求める声が相次ぎ、特に医療関係団体からはマスクや消毒液が不足することで感染リスクが高まっており、医師が感染すれば地域医療が崩壊すると危機感を示されるほか、学校の休業により医療スタッフが子供の面倒を見るため出勤できずに人手不足に陥る医院もあるといった意見が出されました。

また、景気、経済への影響も深刻化しており、経済関係団体からは企業の資金繰り対策として減税の要望や緊急融資制度の手続の煩雑さを指摘する声もありました。また、ある市長からは、判断に迷ったときなど、感染症に詳しい専門家の意見を聞ける窓口の設置を求めるとか、地域経済が逼迫し立て直しの時間がかかるため、今から立て直しの計画を策定してほしいなどの要望が出されていました。また、国から会議やイベントの自粛を3月19日頃まで延長との要請を受けて、岐阜県は県内のイベントの中止や延期、規模縮小などを3月22日まで継続することに決定がされました。

そこで、御質問の当町の今後の対応と方向性についてですが、国の方針や要請を踏まえ、垂井町でも3月12日に対策会議を開き、近隣の自治体の状況を参考にして、既に御案内のとおり町内では3月31日までイベントや行事を中止、または延期するとともに、施設を休館や休止、休室とさせていただいたところです。

3月は月末にかけて卒業式や卒園式を控えています、集団感染予防のため縮小しての開催を予定しております。また、3月30日以降の対応につきましては、まだ未定でございますが、4月に入れば新年度が始まり、入園式、入学式、消防入退団式など大きな行事があり、現在のところ卒園式や卒業式と同様に縮小した対応での開催を考えているところです。何かと行動が制限され、御不便をおかけいたしますが、健康と安全を第一に、また集団的感染も防がなくてはなりませんので、どうか皆様の御理解を賜りたいと存じます。

また、町民への啓発につきましては、広報、町ホームページ、屋外放送、全戸配付や回覧でのチラシ等で行ってまいります。また、深刻化する地域経済に対して、国では強力な資金繰り支援対応策として、中小事業者などを支援する特別経営相談窓口の開設や実質的な無利子無担保融資制度が行われることとなっており、既に町内の事業者からは支援制度に係る相談や問合せを受けているとのこと。また、学校の臨時休業に伴い、生じる保護者の休暇取得の支援とか有給休暇を取得させた企業への助成金など、課題が多々あることは承知しておりますが、残念ながら現在のところ町として直接個人や事業者へ支援することがございませんので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、今後も国や県の動向に注視いたしまして、町が直接支援できることが明確になり可能なきには遅れることのないよう確実に実施していく所存でございます。

なお、今回のイベント等の自粛により、町内の飲食店には深刻な打撃で切実な声も聞かれることから、行政としてはございませんが、垂井町役場職員として飲食店に何か応援できることはないかと検討しているところです。具体的には職員の昼食、飲食店からの弁当を注文する

などの応援ができるのではないかと、現在飲食店の代表者と細部について協議を進めておりまして、早速実施していくことで現在進めております。今後このような対応が、さらに民間の事業所にも広がることを期待したいと考えております。

先行きが見えず自粛ムードが広がる中ではございますが、町内に明るさと元気を取り戻せまよう町内の活性化を図るため、ぜひ皆様にも応援をお願いしたいと思っております。

以上、廣瀬議員からの質問、新型コロナウイルス対策についての答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 私からは2点目の令和2年度の施政方針及び提案説明についての中から、(1)の三現主義の具体的な行動内容や思いについてお答えをしたいと思います。

車でよく通る道を歩いてみますと、新たな発見をすることがございます。私は選挙活動中に自転車に乗って垂井町内を見て回り、実に多くの方々とお話をする機会を得ました。それは、自動車を使っては味わうことのできない出来事でありましてか、経験等々、発見でございます。

現場に出向かず、以前役場の席に座ってばかりいた自身への反省でもございました。現場には現場の思いやり方、ルール等がございますし、そこには直接触れなくてはいけない現物があり、それでこそ現実を知ることができる。そしてまた、世の中の本当のニーズが分かる。ニーズに応える方法が分かる。これが私の政治姿勢でございます。これは就任当初から繰り返し申し上げてきたところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、具体的な行動内容についてでございますが、町内企業や店舗、医療機関、福祉施設、金融機関、親さん世代としてのPTAの方々との交流でありますとか、こども園、保育園や幼稚園、またまちづくりのイベントなどに参加して、最初の挨拶だけでなく、時間の許す限りイベントへの見学、参加もしてまいったところでございます。

そこでは、いろいろな御意見や様子を知ることができましたし、あわせて自治体がしっかりと責任を果たせば地域のよさを生かしたまちづくりができるものと、そのように信じ思ったところでございます。

どうかこれからも様々などころに出向いてまいりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） 廣瀬議員の御質問、垂井町クリーンセンターの今後についてお答えさせていただきます。

一般廃棄物処理施設であるクリーンセンターは、町民生活に直結した重要な施設であり、安定した廃棄物処理が求められます。

平成26年度から施行しておりました延命化工事、燃焼設備、ガス冷却設備など、主要な設備の更新が本年度完了し、今後10年程度の延命ができた状況でございます。

その後の方針につきましては、平成29年3月に策定しました公共施設等総合管理計画の取組方針の中で、広域連携について検討する。また、平成30年3月に策定しました第6次総合計画におきましては、延命化や新たにごみ処理施設の検討を行うこととしております。

一方、国・県の動向でございますが、施設整備に係る補助金の交付要件は広域連携を前提としておりますし、県が平成11年3月に策定した岐阜県ごみ処理広域化計画につきましても、人口減少を踏まえて見直しを行うとしており、広域化の重要性を示しております。

当町におきましても、前年度に引き続き、近隣の施設を訪問し、施設の運営状況、処理能力、焼却設備の整備方針などの情報収集を行っております。しかし、いずれの施設につきましても、処理能力に余剰はなく、設備の延命化を終えたばかりであることや、将来的にも延命化工事を行う方針であることなどから、広域連携は非常に難しい状態にあると言えます。

今後も検討を進める中で、近隣市町に対しさらに踏み込んだ調査・研究を行いつつ、新炉建設、あるいは耐用年数を有する建物を生かし、焼却設備の入替えを行います設備大規模改修である既存大規模整備など、あらゆる可能性を考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 2番 廣瀬隆博君。

○2番（廣瀬隆博君） ありがとうございます。

クリーンセンターにつきましては、平成27年の9月ですか、議員になりました頃に5年前ですが、同じような質問をさせていただいております。

まだまだ延命化できるとは思いますが、将来を考えると、広域化は必ず必要かと思われまます。早野町長にはぜひ、大変なことではございますが、広域を視野に入れていただきまして、行動していただきますようお願いいたします。

さて、今回の定例議会は、早野町長の初の選挙の際の公約を盛り込まれた予算が上程されております。また、並行しまして、今、この未知の多い新型コロナウイルス感染症対策、昨日も参議院予算委員会において、与野党とも必死にこの対策について討論されておりました。

我が町においては、小・中学校の休校が早々と決まり、いろいろな対策がなされております。町の皆さんも学校、職場、地域で協力されてきました。この町からは発生させないようと、皆様が努力されております。健康管理、ストレスの解消のために、不安をあおることは避けたいところですが、不安をなくするためにも、町の皆さんへの早急な情報公開などをお願いいたします。役場職員の皆さんも予期せぬ仕事が増えてまいりますが、町長の政治姿勢であります三現主義で町の皆さんの声に応えていただきますようよろしくお願いいたします。

早く新型コロナウイルス感染症が終息しますことを願ひまして、私の一般質問を終わります。答弁は結構でございます。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

私からは次の3点についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目でございますが、垂井町の社会教育の現状について、2点目は垂井町の産業及び雇用対策について、3点目は原動機付自転車の御当地ナンバープレートの導入について、この3点についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、垂井町の社会教育の現状についてであります。

戦後70年以上が経過し、敗戦のどん底から先人の努力により、日本はすばらしい経済の発展を遂げ、現在の豊かな暮らしがあるものと思います。ただ、経済優先のみで発展してきたと考えたとき、果たしてそうであったでしょうか。

私も役場職員在職中は社会教育に携わってまいりました。そこには人と人をつなぐこと、地域の文化を継承すること、地域の活性化のためのコミュニティー組織を結成し、活動することなど、対応してきた社会教育があったものと考えます。しかし、現状を見ると、既存の社会教育関係団体等は、組織の縮小など寂しい状況にあります。

そこで、今後、垂井町が目指す社会教育の在り方についてお尋ねをいたします。

先ほどの富田議員と八重るかも分かりませんが、よろしくお願ひいたします。

1つ目ですけれども、社会教育全般についてはどのように考えておられるのか。

2つ目として、今後社会教育の課題は何であるのか。

3点目は、社会教育の具体的な活動はどのようなものがあるか。

4点目として、社会教育関係団体の現状はどのようになっているか。

5つ目として、社会教育関連の今後の取組についてどのように考えておられるのかをお尋ねをしたいと思います。

続いて、2点目でございますけれども、垂井町の産業及び雇用対策についてであります。

近年、全国的に産業の衰退が進み、毎年多くの事業所が廃業に追い込まれたその数は新規事業を上回っている状況であると聞いております。

垂井町においても、今後仕事を創出することで雇用を増やし、人口の減少に歯止めをかけるための施策を積極的に進めていく必要があると思いますが、その施策は近隣市町と同じことをするのではなく、垂井町に合った垂井町独自の産業、雇用創出を見いださなくてはならないと思います。そこでお尋ねをしたいと思います。

垂井町にとって、これからの基幹産業は何であると考えておられるかお尋ねします。

2つ目として、その産業を基幹産業と位置づける根拠は何かお尋ねします。

3つ目として、産業、雇用を創出するためには町は何をすべきと考えるかをお尋ねしたいと思います。

続いて、3点目でございますが、原動機付自転車の御当地ナンバープレートの導入についてでございます。

垂井町の魅力を町内外に発信するとともに、郷土垂井への町民の愛着と誇りの醸成を図るため、軽自動車税の課税対象である原動機付自転車について、御当地ナンバープレート導入について再度一般質問をさせていただきます。

全国から注目されるような垂井町独自のナンバープレートを作成することにより、垂井町のイメージアップやPRを図り、活性化の一翼を担うべき大きな効果が期待できるのではないかと考えます。垂井町近隣では、既に大垣市、養老町が御当地ナンバーを導入しておりまして、大変好評であると聞いております。

私はこの質問につきましては、平成28年9月議会におきまして一般質問しておりますが、そのときの答弁は、町民の皆さんの郷土垂井町への愛着と誇りを醸成し、知名度の向上を図る手段の一つとして有効であるかどうか、費用に対する効果なども含めて、今後とも総合的に検討してまいりたいので、今後しばらく検討させていただきたい旨の答弁がありました。あれから3年半が経過をいたしました。総合的に検討された結果、どのように検討されたのか。前向きな検討であるのか否かお尋ねをしたいと思います。

また、町民の皆さんが各種団体において、垂井町のイメージアップにつながるために、いろんなPRなど検討されている中、役場としても各課において、そういったPRにつながるような前向きな検討はされておられるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

以上、3点につきまして質問いたしますけれども、分かりやすく丁寧に御答弁くださるようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 生涯学習課長 木全豊君。

〔生涯学習課長 木全豊君登壇〕

○生涯学習課長（木全 豊君） 私からは乾議員の1つ目の質問、垂井町の社会教育の現状についてお答えさせていただきます。

5点ほどの質問がございましたが、それぞれが関連がございますので、併せて答弁をさせていただきます。

教育基本法第3条では、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図らなければならないと生涯学習の理念が定められ、社会教育法第2条において、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動、体育及びレクリエーション活動も含むものをいうと定義されている社会教育は、人生100年時代の生涯学習の社会の実現に向けて中核的な役割を果たすものです。

先ほども答弁いたしました。社会教育や文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動や趣味などの生きがいを見いだすことが、個人の質を高め、人生に喜びをもたらすものと考えて、行政として今後も活動の場の確保や機会の提供をしていくことが必要と考えております。しかし、住民のニーズは多種多様であり、行政がその全てを提供することは



難しいため、まちづくり協議会や社会教育関係団体との連携が必要であると考えております。

社会教育関係団体には、町が育成補助する団体から地域住民でつくるサークルまで、様々な団体がございます。町が育成補助する団体では、住民ニーズの多様化により会員等が減少傾向にある団体もございますが、それぞれの団体で活動されておられる方は熱心で精力的に活動されており頭の下がる思いであります。また、地域住民でつくるサークルでは、多種多様ではございますが、それぞれが定期的に活動をされています。

今後も住民ニーズを把握しながらまちづくり協議会や社会教育関係団体と連携しながら、活動の場の確保や機会の提供をしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 産業課長 立川昭雄君。

〔産業課長 立川昭雄君登壇〕

○産業課長（立川昭雄君） 私からは、乾議員の2点目、垂井町の産業及び雇用対策についてと3点目の御当地ナンバープレートの導入についての中で、各課において垂井町のPRを検討されているかとの御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、垂井町の産業及び雇用対策についてでございますが、町ではこれまで豊富な地下水や優れた交通網など、恵まれた地理的条件を生かし、企業誘致を推進してまいりました。その結果、最新の総務省統計局の経済センサスによりますと、当町の産業別従事者数は第2次産業である製造業が全体の43.3%を占め、他の産業を大きく上回っており、当町における産業構造では製造業に従事される方が最も多くなっております。

また、経済産業省の工業統計調査による製造品出荷額では、県内42市町村中第10位、町村の中では1位となっております、町内企業の皆様の御努力により高い水準となっております。このようなことから、当町の基幹産業はこれまでと同様に製造業であると考えております。

今後も製造業における高い水準を維持していくため、当町の安定した地盤や3つのインターチェンジへのアクセスの利便性、JR東海道本線の駅を有するなどの交通網の充実、さらには日本のものづくりを代表する多数の企業が集積した当町の特色を広く情報発信し、雇用機会の拡大と人口減少の抑制が図れるよう、成長性の高い企業の誘致と併せまして、既存企業への支援にも取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、3点目の原動機付自転車の御当地ナンバープレートの導入の中で、垂井町のPRのため各課において何か検討されているかとの御質問について、産業課が所管しております観光PRの観点からお答えさせていただきます。

町内の各種団体におきましては、フェアトレードデイ垂井、ジャストマイテイストミーティング、痛車コンテストなど、全国から多くの方が集まる様々なイベントが毎年行われ、活発に垂井町のPRが行われております。

町としましても、観光協会との連携により、相川のこいのぼり一斉遊泳やフォトロゲイニング、JRさわやかウォーキングの誘致などの誘客事業、観光ポスターやパンフレットによるP

Rのほか、ツイッターやインスタグラムなどのSNSを活用し、町の魅力を継続して発信しております。

また、町独自の事業といたしましては、町の特産品を垂井ブランドとして認証し、町内外へ発信する事業や、今年度から新たに開始した観光ガイド養成講座では、垂井町へお越しになる観光客へのおもてなしを充実させることにより、町のイメージアップを図っております。このほか、企業誘致に係るPR動画を現在制作しており、歴史や文化など、町の魅力を織り交ぜ、近くウェブ等を活用した情報発信を行ってまいります。

今後も観光協会をはじめとしました各種団体と連携しながら、垂井町をPRしていくことが必要と考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

〔企画調整課長 藤塚康孝君登壇〕

○企画調整課長（藤塚康孝君） それでは、乾議員の3つ目の御質問、原動機付自転車の御当地ナンバープレートの導入につきましてお答えさせていただきます。

原動機付自転車の御当地ナンバープレートは、2006年に松山市で作られたのが最初で、2018年9月1日現在、導入している自治体は全国で509市区町村、県内では18市町ございます。

どの自治体におきましても、まちのPRや観光振興、また自分の住むまちへの愛着心への醸成を目的とし、走る広告塔として活用されています。

しかし、そのような効果が期待できるものの、一方では様々な問題もございます。

原動機付自転車は、主に町内で使用されることから運転範囲が広範囲に及ばないため、町外でのPR効果が得られにくく、観光振興が十分見込めない問題もございます。

また、御当地ナンバーとして採用します題材やデザインは、選択の幅が広く、本町への愛着が深まることを目的とするならば、誰もが共感できるデザインであることが非常に重要なことになるため、絞り込みが難しいことも考えられます。費用面から考えますと、現在1枚150円で制作していますが、御当地ナンバープレートを作成しますと、近隣導入市町では1枚2,200円ほどで作成しているところもあり、新たな費用が発生します。このほか、原動機付自転車の登録台数が年々減少傾向にあることなども考えますと、費用対効果の面でも課題があるということから、現時点での御当地ナンバープレートの導入は難しいと考えています。

しかしながら、今後、本町のプロモーションを推進していく上で、地域資源の活用や特色のある施策の展開は非常に重要でございます。本町に対する愛着や誇りを持っていただき、住み続けたい町、そして持続可能な町であるためには、御当地ナンバーに限らず住民の皆さんに向けた効果的なプロモーションを研究し、本町の魅力を町内外へ効果的に発信できるよう調整を図っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） 御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきたいと思います。

社会教育の現状につきましては、私も現職として経験をしてまいりましたけれども、時代の変化によりまして、以前の社会教育と今の社会教育とは異なってきております。

今、各地区でのまちづくりセンターにおきましては、社会教育に関わる事業とか行事なども実施していただいておりますけれども、今後におきましても垂井町が目指す社会教育の在り方については、十分に検討してもらいながら、よりよいものになるように期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

それから、もう一点だけ再質問したいと思いますが、今、原動機付自転車につきましてはの答弁がございましたが、税務課としてはどのような考えを持っておられるかだけをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 税務課長 木下誠司君。

○税務課長（木下誠司君） 今、企画調整課長が答弁を申し上げたとおりでございます。

○議長（後藤省治君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） ありがとうございます。

以上で質問を終わりますけれども、4課長におきましては、長い間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（後藤省治君） しばらく休憩いたします。再開は10時35分といたします。

午前10時20分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 7番 中村ひとみでございます。

議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして大きく3点について質問を始めさせていただきます。

まず1点目、ぎふ清流思いやり駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）について伺います。

岐阜県では、昨年11月15日から既存の車椅子利用者用の駐車区画に加え、車椅子を使わない障がいのある方や、介護の必要な高齢者、妊産婦の方などが利用できる駐車区画（プラスワン区画）を設けて利用証を交付する、ぎふ清流思いやり駐車場利用証制度を開始いたしました。

2006年に施行されましたバリアフリー法により、車椅子利用者用駐車区画の整備が促進されていますが、県内では4,000区画と車椅子利用者の方、障がいのある方の対象者は約18万人と、駐車区画が不足しております。また、時には必要としない方々の利用により、必要とする方が

利用できない状況にあり、外見では分かりづらい障がいのある方など、利用しづらいという問題もありました。

こうした課題に対応するため、車椅子利用者用区画や障がい者用区画を対象に利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に利用できる利用証が交付されています。県ではプラスワン区画の設置を要請しており、8月末現在で約1,000区画を確保しており、この5年間で約3,000区画を増やす計画としております。全国37府県が導入し、導入されている府県間でも相互利用が可能となっております。

そこで、2点についてお尋ねをいたします。

まず1点目といたしまして、町民の方にもぎふ清流思いやり駐車場利用証制度を活用し、より利用しやすくしていただけるよう、広報などで周知をされているところがございますが、しかし、申請窓口は県の福祉課、岐阜県地域福祉事務所、県事務所の福祉課、郵送による申請もできるようですが、何より本町での申請受付ができないのかお尋ねをいたします。

2点目といたしまして、町内の協力施設は現在6施設となっております。さらなる拡大はできないでしょうか。

以上2点についてお尋ねをいたします。

続きまして、多胎児を育てる家庭の支援についてお伺いをいたします。

育児は思うに任せないことの連続であります。双子や三つ子といった多胎児を育てるとなれば、保護者の負担はどれほど大きいでしょうか。社会全体で支える仕組みが必要だと考えます。

三つ子の場合は、1日20回前後の授乳やおむつ替え、夜泣きなどが重なり、保護者は十分な睡眠も取れず、心身ともに疲弊する。外出が難しいために孤立しがちで、産後ケアなどの支援を仰ぎたくても、関係機関の窓口さえ行く余裕もない。核家族化が進み、地域社会との関わりも希薄化する中で、手助けを得にくいのが実情であります。

こうした多胎児を育てる家庭を支援するために、厚生労働省は2020年度から育児サポーターなどを派遣する事業を進めるというニュースが飛び込んでまいりました。親同士をつなぐ交流会も開くほか、多胎児育児の経験者らが、妊娠期から母親を訪ね相談に乗る事業も実施し、少しでも心身の負担を減らしてもらうための支援です。実施主体は市区町村で、国が費用の半分を補助する方針であります。多胎児家族に特化した国の支援と言えます。

多胎児の保護者約1,600人を対象にした民間団体の調査では、育児でつらいと感じた場面として、「外出・移動が困難」が約9割、「自身の睡眠不足、体調不良」が8割弱で続き、必要なサポートは「家事・育児の人手」が7割弱にも上りました。

愛知県では2018年、三つ子の母親が次男を床にたたきつけ死亡させる痛ましい事件が発生いたしました。命をあやめた行為は絶対に許されないことですが、人ごととは思えない母親も一定数いたという実情があります。

切実なSOSに応える支援があれば、救えた命だったかもしれませぬ。自治体の取組を着実に進めるとともに、自治体職員や専門職が理解を深めていく必要があると考えます。

ただ、地域によって支援策はばらつきがあり、家事や育児を手助けするヘルパーの派遣やタクシー代を補助する自治体もあれば、特化した支援が皆無の自治体もあります。国の新事業を活用して、本町でも手厚い支援策を講じていく必要があると考えます。

そこで、以下3点についてお尋ねをいたします。

まず1点目、本町における多胎児の数は。

2点目、現在、多胎児家庭にどのような支援をされているのか。

3点目、国の新事業を活用して、手厚い支援策を展開するお考えはありますか。

3点目の質問に入らせていただきます。

GIGAスクール構想についてであります。

昨年12月、文部科学省はGIGAスクール構想について、学校ICT環境の抜本的な改革とICTを効果的に活用した多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正で個別最適化された学びや、創造性を育む学びの実現を目指していくことを打ち出しました。

特に、子供たち1人1台のコンピューター端末と、学校の高速度大容量の通信ネットワークについては、特別なものではなく、令和の時代における学校のスタンダードとして当たり前のものとして整備していくこととされています。

今や仕事だけでなく日常生活を含め、社会のあらゆる場面でICTの活用は当たり前のものとなっています。これからの時代を生きていく子供たちにとって、ICTは切っても切り離せないものであることは論を待ちません。

今年4月より小学校から順次全面実施となる新しい学習指導要領でも、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力とされています。ICTを適切に使いこなす力は、今や読み書きそろばんと同じ位置づけと言えます。

昨年12月に結果が公表されましたOECDが実施したPISA2018では、我が国の子供たちの読解力の低下が話題となりました。今回の調査では、初めてコンピューターが本格的に活用され、これまでの読解力に加え、情報活用能力も求める調査でした。

加えて、我が国の学校の授業でのICTの利用時間が最下位である一方、学校外ではネット上でのチャットやゲームを利用する頻度はOECD平均よりも高く、その増加が著しいことが明らかになるなど、今回のPISA調査はICTをめぐる我が国の子供たちの現状と課題が浮かび上がってくるものでした。

ICTを効果的に使い、学びの中心が子供たちへとなくなっていくことにより、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たちの学びへの興味、関心を高めることや、主体的、対話的で深い学び（アクティブラーニング）につながることなど、一人一人の理解度や興味、関心に応じた学びを受けられるようになります。このように、本町の子供たちが予測不可能な未来社会を自立して生き、これからの地域や社会のつくり手となっていくためには、学校のICT化は必須です。

そこで、問い1といたしまして、国は子供たち1人1台のコンピューター端末の整備を目指

していますが、本町ではどの程度整備されていますか。

国のGIGAスクール構想では、子供たち1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を目指しており、令和元年補正予算案では約2,300億円の経費が計上されました。これまでは地方財政措置での対応とされており、予算化はそれぞれの自治体の一般財源に委ねられていたのと比べますと、画期的な政策転換です。我が垂井町としても、国からの財政支援を最大限に活用しながら、学校ICT環境整備を加速していくべきであります。

問い2といたしまして、国は、令和5年度までに小・中学校の全学年で1人1台環境の実現を目指しています。本町といたしましても、早急に整備を加速化していく必要がありますが、どのようにして1人1台を実現する計画ですか。

GIGAスクール構想にもあるように、教師や子供たちがコンピューターを効果的に使うためには、十分な通信ネットワーク環境が不可欠です。

問い3といたしまして、通信ネットワークの整備については、政府の令和元年度補正予算案において、全国の全ての学校での所要額が計上されており、今回限りの補助となると聞いています。今回の補助を活用しないと、自治体が全額を負担して整備しなければならず、一刻も早く対応すべきと考えます。今後、どのように学校の通信ネットワーク環境を整備していく計画ですか。

一方、これらのハードを整備することは、あくまでも手段です。それをいかに効果的に使い、子供たちの学びを豊かにしていくかが大切になります。PISA2018では、我が国の学校の授業でのICTの利用時間が最下位でした。ハードが整備されても、それが使われなければ意味がなく、教師がICTを活用して指導する力も高めていかなければなりません。

問い4といたしまして、教師がICTを効果的に活用できるように、どのように取り組んでいきますか。

今年4月から子供たちが手に取る教科書には、QRコードが載っているという話も聞きます。これからの授業や学習において、ICTの活用が前提となっている一つの事例と言えます。

一方、学校の教師は多忙です。その中でICT機器が新たに加わることに、戸惑いや不安を持つ人もいるかもしれません。ただ、教師を支援するツールとして、ICTを効果的に活用することは、教材の研究・作成などの授業準備の効率化や、書類作成や会議の効率化、効果的な実施を可能にすると考えます。

導入するときには、一時的に負担を生じる場合もあるかもしれません。しかし、一旦導入されれば、教師の日常の業務も大きく効率化され、学校における働き方改革にもつながるものであります。

また、4校に1人分が地方財政措置の対応がされているICT支援員の配置の充実も有効な手だてと考えます。ICTの効果的な活用によって、教師が子供と向き合う時間がこれまで以上に増え、本来の業務に専門性を発揮できる機会が増すなど、教師の仕事は質、量の両面から改善できます。また、職員人生が豊かなものとなることにより、教師という仕事の魅力向上も

期待されます。ここで大切になってくるのは、学校や教師に対する手厚い支援です。

問い5として、学校のICT化と働き方改革は両立が必要です。教育委員会だけでなく、本町全体として、どのように取り組んでいきますか。

一方、上手な職員のオンライン授業や、自動で出題や採点ができるAIドリルが普及すれば、教師の役割は取って代わられるのではないかという声も一部から聞こえてきますが、当然ながら全くの誤りです。学びには人と人の直接的な関わりが不可欠です。教育の成果が目の前にいる教師にかかっているということは不変です。そのためにも、子供たちの数が減少する中であっても、教師の数を確保していくことは、引き続き不可欠です。

問い6として、子供たち一人一人の変容を見取りながら、最適な学びが可能となるような環境を実現できるよう、教師の数をどのように確保していきますか。

先ほども紹介しましたが、PISA2018では、学校の授業でのICTの活用状況は低かった一方、学校外ではネット上でのチャットやゲームを利用する頻度は、OECD平均よりも高く、その増加が著しいことが明らかになるなど、子供たちは学校以外では様々な用途でICTを活用している実態が分かりました。

その中で、子供たちにICT機器を使わせることによって、有害な情報に触れてしまうのではないか、SNSを通じた被害に遭わないか、ネットいじめやネット依存につながるのではないかなど懸念の声も聞こえてきます。

確かに、ICTの活用にはよい側面だけでなく、留意すべき点もあります。しかし、ほとんどの子供たちは学校以外の場では既にICT機器に触れており、保護者が見えないところでもある場合もあると思います。

問い7として、情報モラル教育の充実や、有害情報対策などにどのように取り組んでいきますか。

情報モラル教育の充実や有害情報対策は、学校だけでなく地域全体で取り組んでいくべきだと考えます。保護者や地域社会への働きかけについてもお願いしたいと思います。

ICT機器は、障がいのある子供たちにとって、一人一人に応じた最適で効果的な学びを提供するために役立つことにとどまらず、情報保障やコミュニケーションツールとしても重要なものです。また、遠隔教育は病気療養中の子供たちの学習機会の確保にも資するものです。このように、特別支援教育の充実に際して、ICTは欠かせないものとなっています。

問い8として、特別支援教育におけるICT活用について、どのように取り組んでいきますか。

千載一遇のこの機会に、ほかの自治体に後れを取り、我が自治体の子供たちに不利益を被らせることは、決してあってはなりません。教育委員会だけでなく、町長部局も一体となって、本町としてのGIGAスクール構想の実現に取り組んでいく必要があります。

最後に問い9として、本町としてのGIGAスクール構想の実現にどう取り組んでいきますか。首長としての思いや覚悟をお聞かせください。

今の子供たちは既にICTに囲まれて育っています。本来学校は、子供たちが生きていく上で必要となるものを学ぶことができる場所であるはずですが、ICTについては、残念ながら社会から取り残されてしまっている状況です。我が垂井町としても、学校ICT環境の飛躍的な充実と、ICTを効果的に活用した豊かな学びの実現を目指して、教育委員会だけでなく、町全体を挙げて全力を尽くしていただきたいと思います。

以上、3点にわたる一般質問といたします。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、中村議員の1つ目の御質問、ぎふ思いやり駐車場利用証制度について、また2つ目の多胎児を育てる家庭の支援について、お答えさせていただきます。

初めに、ぎふ清流思いやり駐車場利用証制度につきましては、議員御説明のとおり、一定の要件を満たす障がいのある方、また要介護者、難病患者、妊産婦など、歩行が困難な方が優先的に利用できる駐車場を公共施設や協力企業等に設けるものでございます。

この駐車場を利用されたい方は、岐阜県庁または県事務所への申請により利用証が交付され、当該駐車場を利用する際にこれを掲げるものとなっております。県内での申請件数は、1月末日現在で2,144件、うち西濃県事務所窓口では297件の受付を行っております。

本町での申請受付ができないかとお尋ねでございますが、当事業は県の実施事業でありますことから、現在のところ市町村窓口での受付は行われておりません。なお、申請方法につきましては、住所地以外での県事務所への申請、また郵送での申請手続も可能となっておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、協力施設のさらなる拡大についてのお尋ねでございます。

本年1月末日現在の垂井町内における思いやり駐車場を設置する協力施設は、垂井町の庁舎をはじめ、スーパー、金融機関など5施設となっております。

町といたしましては、この制度の開始に合わせ、昨年11月の広報「たるい」に事業の内容を掲載し、町民の方へ周知をさせていただいたところでございます。

当該制度につきましては、開始から4か月ほどしか経過しておりません。今後の協力施設の拡大につきましては、県の取組と併せまして、町といたしましても、周知、啓発を実施するなど、円滑な駐車場の利用に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、多胎児を育てる支援についてお答えさせていただきます。

まず1点目の、本町における多胎児の数についてのお尋ねでございますが、平成28年度に誕生しました乳児218人のうち2組が双子、平成29年度は165人のうち4組が、また平成30年度は177人のうち1組が双子の多胎でございました。今年度におきましては、母子健康手帳を交付した145人のうち双子を妊娠された方が3人お見えになりました。



次に、2点目の、現在、多胎児家庭にどのような支援をされているのかのお尋ねでございます。

町保健センターでは、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行うため、今年度4月1日から利用者支援事業の母子保健型として、子育て世代包括支援センター事業を開始したところでございます。

現在のところ、多胎妊婦、多胎育児家庭に特化した支援は行っておりませんが、母子健康手帳交付の際、多胎妊婦として心配なこと、困り感がないことなど確認を行っております。

また、県内を中心に多胎育児家庭へ支援を行っておりますNPO法人ぎふ多胎ネットを紹介し、法人が作成するチラシの配付や、同じ多胎家族との交流を図れる事業などについて案内を行っております。

今年度において、妊娠期から支援を必要とする多胎妊婦の方が見え、この方が同法人が行います相談事業等を利用されていたことから、法人と町保健センターが連携して支援を行うことが必要と考え、また今後の支援にもつなげていくため、多胎妊婦の方と、母子保健担当の町保健師が一緒になりまして、法人が実施する事業に参加するなど、支援を行ってきたところでございます。

次に、3点目の国の新たな事業を活用するお考えはのお尋ねでございます。

昨年12月に母子保健法が改正され、子育て世代包括支援センター事業の一つとして、産後ケア事業の取組が市町村の努力義務となりました。

この事業は、出産後1年を経過しない母及び乳児に対しまして、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するものでございます。

以前にも、町議会において産後鬱に関するお尋ねを頂いたところでございますが、出産後の環境の変化や育児への不安、核家族化などによる育児支援の希薄化等、単胎、多胎を問わず、産後支援の重要性から今回の法改正につながったものと認識をしておるところでございます。

議員御提案の育児サポーター派遣事業などは、多胎児家庭にとっての支援に非常に大きなものであるとの認識を持っておりますが、新たな事業への着手の前に、まずは産後ケア事業の取組によりまして、多胎児妊産婦、また不安を抱える若年妊産婦への支援とさせていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 水野忠宗君。

〔学校教育課長 水野忠宗君登壇〕

○学校教育課長（水野忠宗君） 中村議員のGIGAスクール構想についての御質問について、答弁をさせていただこうと思います。

まず、GIGAスクール構想について、少し説明をさせていただきたいと思っております。

GIGAスクール構想とは、Society5.0時代に生きる子供たちの未来を見据え、児童・生徒に向け1人1台の学習端末、高速大容量の通信ネットワークを一体に整備する構想でございます。

G I G Aスクールの構想のG I G Aとは、通信速度で使うギガビットではなく、Global and Innovation Gateway for Allの略でございます。議員御紹介のとおり、誰一人残すことなく、子供たち一人一人に個別最適化され、創造性を生む教育 I C T環境の実現に向けた施策でございます。

私からは、1点目から5点目及び7点目の質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

それではまず、御質問第1点目でございます。

本町ではどの程度整備されているかについてでございます。

平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果によりますと、教育用コンピューター1台当たりの児童・生徒数は岐阜県平均4.7人、垂井町におきましては7.8人ございました。本町の現在整備状況につきましては、平成3年度不破中学校、平成4年度北中学校に導入以来、中学校のコンピューター教室では、1人1台として整備してきたところでございます。

また、小学校のコンピューター教室については2人1台としてきましたが、今年度において小学校コンピューター教室では1人1台となるように整備が完了したところでございます。

続きまして、2点目、3点目でございますが、これについては、今後の整備についてのごとでございますので、併せてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

G I G Aスクール構想の実現に向けた校内通信ネットワークの整備事業は、令和2年度中の事業完了であれば国の補助対象とされるため、国の補助を活用しながら、遅れることなく令和2年度中に整備をしまいたいと考えております。

また、児童・生徒1人1台端末の実現に向けた整備計画としましては、国が示しておりますロードマップに従い、令和2年度中には、小学生5・6年及び中学生1年生について1人1台の整備を実施し、令和3年度には中学2年・3年生、令和4年度には小学生3年・4年生、令和5年には小学生1年・2年ということで、順次整備をしまいたいと考えております。

国の示すスケジュールに合わせ、他の市町に遅れることのないように計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、4点目、教師が I C Tを効率的に活用するためにどのように取り組んでいますかについてでございます。

議員の話されましたとおり、大型モニターを活用することで子供の学習意欲を高め、分かりやすい指導ができるなど、効果があるものと聞いております。

I C T機器を教育に生かすメリットは、時間と場所の制約を取り払って学ぶ環境を提供できることや、豊富な学習コンテンツが利用できることです。これによって、教師の指導方法が多様化され、児童・生徒の学びの選択肢が増え、意欲的な学習につながるものでございます。

そこで、先生方には県教育委員会が主催する I C T活用研修会を積極的に受講いただき、町内各校に成果を広めていただくとともに、教育委員会主催の研修会においても、I C Tの活用

事例の研修を続けたいと考えております。

また、今後ICT教育推進委員会を設置するなど、教師がICTを効果的に活用できるよう、専門家の指導を受けながら調査研究を進めていきたいと考えております。さらに、ICT機器を効果的に授業で活用するためにも、教師をサポートするICT支援員の配置を検討してまいりたいと考えています。

続きまして、5点目の学校ICT化と働き方改革は両立が必要です。町全体としてどのように取り組んでいきますかにつきましては、議員が御指摘のとおり、新しい教科書の中にはQRコードにより学習の参考となる資料や動画など、読み込みができるようなものがございます。

町内の学校では、大型モニターや電子黒板、デジタル教科書を活用して、資料や動画を示すなどの授業も行っております。例えば、体育科の跳び箱やマットの運動の授業では、子供が運動する様子をタブレット等で撮影したものを基に、自分の動きを客観的に見て確かめ、仲間の動きのよさやアドバイスを交流したりすることなどです。様々な授業場面におけるICTを活用した授業実践に取り組んでおります。

こうしたICTの活用は、子供たちにとりまして学習への理解を支援することだけでなく、学習への興味、関心を高めることにも効果的であると捉えております。また、教員の教材を作る時間の削減にも効果があります。

さらに4月より、町内の全小・中学校において、校務支援システムが本格的に稼働・運用します。この校務支援システムでは、出席や成績の集計、名簿の管理などが容易にできるシステムで、事務的な処理の時間が短縮され、議員御指摘のとおり、教師が子供に向き合う時間を取ることができます。これまで以上に時間が増えるものと期待するものでございます。

今後も授業改善とともに、働き方改革からICTの効果的な活用方法につきまして、学校への指導・助言を行うとともに、環境整備の支援を行ってまいりますので、御理解よろしくお願ひします。

続きまして、7点目でございます。

情報モラル教育についてでございます。

インターネットの特性や危険性を正しく理解し活用することが大切であり、子供たちがICTを適切に安全に使いこなすことができるようなネットリテラシーなどの情報活用能力を育成していくことも重要と考えております。

現在、各学校では、社会科や技術家庭科、特別な教科道徳、総合的な学習の時間、学級活動などの時間を用いて、ネットを活用するときのルールやマナー、情報モラルについて教えたり、ネット上のトラブルについて考えたりする指導を行っております。また、地域では講師を招き、インターネットやSNSのトラブルや適切な使用の仕方についての講義を行っていただいているところでもございます。今後も保護者や地域の皆様の御理解、御協力を頂きながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上、1点目から5点目、7点目の御答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろ

しくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 私からは中村議員の御質問のうち、G I G Aスクール構想に係ります6番目、8番目の御質問にお答え申し上げます。

まず6番目の、子供たち一人一人の変容を見取りながら、最適な学びが可能となるような環境を実現できるよう、教師の数をどのように確保するかという御質問でございます。

オックスフォード大学のマイケル・オズボーンは、雇用の未来の中で10年後になくなる仕事と残る仕事について述べています。その中で消える確率ゼロ%の職業が教師でございました。

議員御指摘のように、たとえA Iの時代になろうとも、子供と教師との直接的な関わりや教師の専門性、あるいは知・徳・体の調和の取れた教育は、これまで以上に重要になるものと考えております。

さて、学校の教師の数は、主に学級数による教職員定数と、目的に応じた加配定数で決まっております。今回のG I G Aスクール構想は、国を挙げての大きな変革でありますので、様々な機会を捉えてI C T教育を推進する目的での加配教員の創設・増員等、文部科学省に求めてまいりたいと考えております。

続きまして、8番目の特別支援教育におけるI C Tの活用について、どのように取り組んでいますかという御質問にお答えいたします。

特別支援学級におきましても、I C Tの活用は極めて有効であると考えて取り組んでおります。

例えば、言語通級指導教室では、カメラを使って発音する口の形や舌の位置をモニターに映し、自分の発音の仕方を振り返られるようにしたり、過去のデータと比較して自分の成長を確かめたりする等の取組をしております。

また、デジタル教科書と大型モニターや電子黒板等を活用することにより、動きのある提示をしたり、一部を拡大したりすることにより、子供たちの興味・関心を高め、理解の促進を図れたり、集中して考えたりすることができるようになるなどの成果を得ています。

子供たちの特性や教育的なニーズに合わせた適切な教材等を活用することで、様々な困り感を取り除いたり減らしたりすることから、今後も効果的な活用を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

なお、表佐小学校と合原小学校では、スカイプを使って遠隔授業を行いました。教科や場面に応じて非常に効果があったと聞いております。

例えば、他の学校の特別支援学級との交流をするなど、さらに効果的な活用を目指して取り組んでまいりたいと考えております。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 議員及び執行部に申し上げます。

執行部の答弁中に制限時間に到達しましたので、執行部の答弁が終わった時点で終了といた

したいと思いますので、執行部の答弁よろしく申し上げます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 大きい3点目の、G I G Aスクール構想についての中、その実現にどう取り組んでいくか、その思いや覚悟についてのお尋ねでございます。

私たちの世代につきましては、情報化社会でしたけれども、現在の子供たちは既に生まれたときから高度情報社会で育てられています。これからの垂井町を担う子供たちには、豊かな人間性を基礎といたしまして、I C Tを活用する能力や情報モラルは必要不可欠なものであると、そのように思っております。

内閣府の平成30年度の青少年のインターネット利用環境実態調査結果でございますけれども、平成31年の2月の発表によりますと、満10歳から満17歳の青少年の実に93.2%がインターネットを利用していると回答しております。また、ゼロ歳から満9歳の低年齢層の子供の56.9%が同じくネットを利用していると報告がなされております。

このように、1人1台端末環境が特別な時代でなくなりつつございます。G I G Aスクール構想につきましては、多様な子供たちを誰一人取り残すことのないように、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものでございまして、特別な支援が必要な子供たちの可能性を大きく広げるものと理解をしております。

垂井町といたしましても、国際的な標準、あるいは市場から孤立してしまうことのないように、時代に合った学校の教育環境整備を積極的に進めていきたいと、そのように考えております。

今回も、令和2年度当初予算には計上いたしてはおりませんが、早急に設計や導入形態について固まり次第、予算措置を講じてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 5番 藤埴理君。

〔5番 藤埴理君登壇〕

○5番（藤埴理君） 議長のお許しを頂き、通告に従いまして一般質問のほうを進めさせていただきます。

大きくは2点について質問をさせていただきます。

第1点目でございます。

人口減少対策と中期財政計画についてであります。

広報「たるい」に掲載された早野町長の新春の御挨拶文中の言葉に、どうしても気になる箇所について触れてまいります。

「人口減少は、将来設計を考える上では重要視する必要がありますが、人口が多いとそこに住む人が幸せなのでしょうか。ここに住んでよかったと感じることが大切だ」の文言に、私は疑問というより、何か違和感すら覚えた次第でございます。人口が減少することと、人口が多

い、少ないという言葉が混同されているのかなという印象を受けました。

人口規模の大きさの概念は、どれぐらいの人口を基準に多い、少ないと考えるおられるのでしょうか。数百人の自治体から、数千、数万、数十万、数百万人の自治体が日本全国には存在しております。人口が多いとされる自治体では住んでよかったと感じる人が少なく、人口が少ないとされる自治体では住んでよかったと感じる人が多いということでしょうか。また、それが割合なのか、数なのか、町長自身の基準で決めつけておられるように思えてなりません。

このことは私の個人的な感想です。私のように感じた方も、そうでない方もお見えだと思います。

さて、12月議会中の全員協議会に資料として示された垂井町中期財政計画があります。計画自体は客観的な視点で策定されたものですので、計画そのものは意義のあるものと感じております。計画策定の意義及び目的の中では、少子高齢化の進行や人口減少による歳入の厳しさ、社会保障の増加や公共施設の老朽化に伴う必要経費の増加など、財政運営の厳しさを予想しております。

そのため、事務事業を見直し、効率的・計画的な財政運営を進めることを課題として上げております。このことは、私も同感であります。

さらに、地域の経済情勢や地方財政制度の動向を見ながら、必要に応じた見直しもしていくとしています。この計画は、今後5年間の推移を想定しておりますので、経済情勢の動向は非常に重要なキーワードとして認識しなければなりません。地方公共団体も経営感覚が要求される時代であり、まさに早野町長は垂井町の経営者と言えます。

そこで、現在の経済状況の一つの指針として、昨年10月の消費税増税後の10月から12月期のGDPが7.1%減となりました。また、今年1月以降の新型コロナウイルスによる外出やイベントの自粛等、日ごとに深刻な状況となりつつあります。結果、国内における景気の低迷が懸念されております。このことは、今や日本国内だけにはとどまらず、世界的に広まりつつある傾向にあり、日本企業の業績に多大な影響が出てくると認識しなければなりません。

また、地方経済を支える中・小零細企業には、経営的危機とも言える事態になりつつある状況の中で、今後この地方の地域経済はどうなるのでしょうか。垂井町にとっても危機的意識を持って取り組まなければならないと思います。経済状況を見極めながら、来年度以降の予算、またその後の施策がどのように決定され見直されるのか、その判断次第では少し不安に感じてしまいます。

すぐさま、来年度の税収等に跳ね返ってくることも想定され、先行きの地方自治体の経営に大きな影を落とすことになりかねないと思っております。固定的経費につながる新規の補助金を見直し、さらに既存事業や補助金の見直しも併せて進めなければなりません。

そこで、以下の質問をいたします。

1つ、第6次総合計画では、2027年の将来の目標人口は2万6,000人としています。10年間で約5.5%の人口減少となりますが、早野町長はこの目標達成のためにどのような具体的な施

策をお持ちでしょうか。

2つ、今議会初日の施政方針演説にも述べておられました。垂井町中期財政計画の中の人口減少抑制戦略と人口減少適応戦略とは、どのような内容でしょうか。あまりにも抽象的過ぎて理解できませんので、できるだけ分かりやすい表現で、具体的にお答えください。

3番目、同じく目的の中に書かれている中期的財政シミュレーションを行い、財政の健全化を図るための方策を明らかにしますとあります。令和2年度予算の策定を終えた段階で、令和3年度以降の健全化に向けた方策をお示しください。

4点目、先ほど述べた昨今の経済状況を鑑みたとき、将来にわたり固定的経費拡大につながると予想される事業があると感じているものは、どのようなものがあるのでしょうか。主要事業の中でお答えください。今後、どのように見直されるのか、事業の縮小なのか、廃止なのか、分かる範囲で個別にお聞かせください。

大きな2点目でございます。

垂井町庁舎跡地活用の在り方についてお尋ねをします。

垂井町庁舎跡地等活用のあり方検討委員会によって、昨年度末に基本構想が策定をされました。そして、今年度に基本計画が間もなく策定されようとしております。私自身、直近の2回の検討委員会を傍聴させていただき、その進捗状況と内容について感じたことを、少し述べさせていただきます。

計画策定の進捗状況は最終段階となっており、シンポジウムの開催が中止となりましたので、細部の文言の修正など、最終取りまとめの作業が残されている状況だと思います。これまでは、跡地周辺にあった諸団体や垂井地区センターなど、関連施設を集積した複合施設として活用する基本構想を基に、そのための基本計画となる予定でありました。しかし、その前提条件を根底から覆すかもしれない状況が突如浮上してきました。この状況を考慮した上で、年度内の基本計画の策定を推し進めることに、私自身大いに疑問を感じております。

施設の規模の大幅な変更も想定されること、残された時間もないなど、課題も多く残る中で、これまでの活用方針に基づく基本計画を今のまま進めることは、決して得策ではないと考えます。本来であれば、優先されるべき垂井地区住民の声や希望に重きを置き、地区まちづくりセンターの機能を充実させることは本当に可能なのでしょうか。また、将来的な施設運営の在り方や、資金調達の方法まで見通した計画とすべきだと考えます。

そこで、いま一度立ち止まり、私は本来あるべき垂井町の姿を構築し、このまちの将来を見据えた垂井駅周辺の再開発につながる計画を望む者の一人として声を上げたいと思います。

庁舎が移転をし、周辺地区の住民の高齢化が進行する中で、この地区が果たしていく役割や、住みやすい住宅環境を整備していくことが最も望ましいと考えます。庁舎跡地や周辺施設はJR垂井駅にも近く、歴史的な中山道沿い、その中で繰り広げられる祭り、どこにも引けを取らないこの地区に残さなければならない魅力にもう一度光を当てるような計画を考えなければなりません。

今望まれることは、既成事実の積み上げではないと思います。最終ゴールが数年先となっても、このまちに住みたいと思えるプロモーションタウンを目指すべきと考えます。若い人、高齢者、移住者、誰もが集えるまちにしていくことが大切です。どうか諦めることなく垂井町の将来を見据えた跡地活用をお願いいたします。

そこで、以下の質問をいたします。

1つ、基本構想までに出ていた意見を再考し、基本構想を拡大解釈した上で基本計画を再構築させる考えはあるのか。その場合、スケジュールを先延ばす考えはあるのか。この点については、今年度直接関わってこられました副町長にお尋ねをいたします。

その際、民間活用を念頭に置いた開発方式（PPP・PFI）など、選択することは可能なのか、またクラウドファンディングなどの手法を用いた資金調達の考えも垂井町としてあるのか、こちらは町長のほうにお聞きいたします。

3点目、垂井地区住民の声はとても大切です。御利用される方々の声をいま一度聞いていただき、利用しやすい施設として再考されることは可能だと思います。シンポジウムも中止となった状況で、現段階の状況説明と意見収集の機会を持っていただくことはできますか。こちら副町長のほうにお尋ねをさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 藤埴議員の1点目の人口減少対策と中期財政計画について、その中の①の6次総合計画の2027年の将来人口目標2万6,000人達成のための具体策は何かといったお尋ねでございます。私のほうからお答えをしたいと思います。

2027年に2万6,000人の人口を維持するためには、人口抑制戦略が重要であると考えており、令和2年度予算で申し上げますと、18歳までの医療費無償化や、中学生の給食費無償化、留守家庭児童教室の受入れ対象の引上げといった、子供や子育て世帯への支援でありますとか、また全小・中学校でのコミュニティ・スクール推進事業の展開といった協働による教育の充実、プロモーション用ウェブサイトの作成といったタウンプロモーションの推進が上げられます。

将来目標人口の達成につきましては、複合的な戦略が必要となるものと考えておるところでございますが、産業課が所管いたしております住宅リフォーム補助事業につきましては、御案内のとおり、現在本会議で新年度予算の審議がなされておるところでございますが、これまでの補助制度を見直し、これに加えて移住者が住宅を新築、購入した場合や、あるいは空き家を購入してリフォームした場合の補助を新たに加えた制度として、本年の9月から開始いたす計画でございます。

この補助制度につきましては、垂井町への移住を促進するとともに、主に結婚等で一度町外へ出られた方が子供の成長とともに垂井町へ戻ってこられるIターンを促すことで、将来目標人口達成のための一施策といたすものでございます。併せて新規事業の誘致による雇用機会の拡大や、あるいは既存企業への支援事業による操業メリットの創出につきましても、生産年齢



人口の増加が期待され、将来目標人口達成のために必要な施策であると考えております。

一方、今後人口減少のみならず、大規模な気象変動など我が国に及ぼす影響、新型コロナウイルス感染症の発生などの予測不能となる事態はこれからも起こり得ると考えなければなりません。悲観的になり、単なる縮小論に陥ることなく、想像力と推進力をこれまで以上に発揮いたし、改善・改革・見直しを続けることこそが、明るい未来のまちづくりにつながる唯一の手法だと、私は信じておるところでございます。

人口減少という現実を真正面から見据え、行政のみならず、町民の皆様や民間事業者、大人から子供まで誰もが新たなチャレンジをすることで、これまで以上に住みたいまち、住み続けたいまちと行くことを目指してまいりたいと思っております。

私一人では何一つ成し遂げることはできません。町民の皆様、そしてまた議員皆様方の御協力が必要不可欠であると考えております。今後ともお力添えを賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

〔企画調整課長 藤塚康孝君登壇〕

○企画調整課長（藤塚康孝君） それでは、藤塚議員の1つ目の御質問の2点目、人口減少抑制戦略と適応戦略につきまして、お答えさせていただきます。

先ほどの建設課長や税務課長の答弁の中にもございましたけれども、垂井町中期財政計画によります、人口減少抑制戦略と人口減少適応戦略につきましては、垂井町第6次総合計画のテーマ別戦略に位置づけました人口減少に対応するための横断的な取組でございます。

人口減少抑制戦略は、少子高齢化の進行や転出超過数の増加などによる人口減少の急激な進行を抑制するため、若者が安心して結婚し、家庭が築ける環境を整備することにより、出生数の増加を図る自然減対策と、魅力的で安全・安心な地域づくりを進め、利便性の向上を図り、産業の振興と雇用を創出し、交流人口を拡大させ、移住・定住を促進し、魅力ある福祉環境・教育環境を整備することにより、転出の抑制や転入の促進を図る社会減対策を戦略として位置づけております。

また、人口減少適応戦略は、本町の人口が減少し、少子高齢化の進行が確実である中、人口減少や高齢化に適応するため、地域の活性化を促し、人口が減っても快適で安全に暮らしていけるような環境を整え、効率的で最適な行政運営を行うことにより、持続可能な社会を構築する人口減少適応対策と、高齢者の社会活動を支援し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者が活躍する社会を実現する高齢化適応対策を戦略として位置づけております。

それぞれの戦略には、さらにテーマ別戦略におけます取組事項が位置づけられておりますので、最重要課題である人口減少問題に対応するため、第6次総合計画の確実な実行、実現に努めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 私からは、藤埴議員の人口減少対策と中期財政計画についての3点目、昨今の経済状況を鑑みたとき、来年度以降、将来的に固定的経費拡大につながると予想される事業はどのようなものかについて、答弁をさせていただきます。

持続可能な行財政運営を推進するため、今後5年間の財政運営や予算編成の目標、指針となる中期財政計画を策定し、12月の議会全員協議会で御説明をさせていただきました。

この計画は、中期的な財政シミュレーションを行うことにより、現在と将来における課題を捉え、財政の健全化を図るための方策を明らかにすることを目的としております。この財政シミュレーションにおきまして、将来的な行政経費で拡大していくと予想される事業としましては、医療、介護といった社会保障事業、今後ますます老朽化を迎える公共施設の維持補修事業などが挙げられます。

これらの取組を進めていくためには、当然のことながら財源が必要となってまいります。今後想定されます財源不足を解消するため、主要事業の見直し、事業目的が達成されたものや事業効果が低いと判断される既存事業の廃止または縮小、職員の時間外勤務の減少などを行うことによりまして、各年度の実質単年度収支の黒字化を図っていきたいと考えております。

次に、どのように見直していくかについてですが、今後の主要事業につきましては、その事業が本当に実施すべき事業であるかどうか、実施するのであれば規模や時期は適正かどうかをしっかりと判断してまいります。既存事業につきましては、費用対効果や事業の公平性の観点から廃止、縮小といった方向性を打ち出し、議会とも情報共有を図りながら進めてまいりたいと思っております。

最後に、令和3年度以降の健全化に向けた方策についてであります。本定例会で御審議いただいております令和2年度一般会計予算につきましては、中期財政計画を策定したことによりまして、平成28年度以来4年ぶりに80億円台で調整することができたところでございます。借金でもあります町債の発行につきましても、これまでよりも随分圧縮することができました。よって、令和3年度以降につきましても、中期財政計画に基づく予算フレームの範囲内における予算の編成に心がけ、あわせて町債に依存した財務体質とならないように注意をしながら、町民の皆様全てが幸せを実感できるようなまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 副町長 片岡兼男君。

〔副町長 片岡兼男君登壇〕

○副町長（片岡兼男君） 藤埴議員御質問の、垂井町庁舎跡地活用の在り方につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

1点目の基本構想に出ていた意見を再考し、構想を拡大解釈した上で基本計画を再構築させる考えは、その場合スケジュールを先延ばす考えはと、3点目の利用される方々の声を再度聞き、利用しやすい施設として再考の考えは、シンポジウムが中止となり、状況説明と再度意見

収集の場を持つ考えはにつきましては、関連がございますので、併せて回答をさせていただきます。

庁舎跡地活用の検討は、庁舎移転が決定しました平成28年度から議論を積み重ね、平成30年度には基本構想を策定し、今年度は基本計画の策定に取り組んでいるところでございます。

庁舎跡地の活用にあたりましては、議員の御質問の中にありましたとおり、この地区が果たしていく役割や、住みやすい住環境の整備、この地区に残さなければならない魅力にもう一度光を当て、誰もが集えるまちにしていく。この思いは、私ども全く同じ思いであり、庁舎跡地の活用を垂井町の持続可能な活性化につなげていかなければなりません。

町民の皆様からも、この地区に対する思い、垂井町のまちづくりに対する思いが詰まった御意見をこれまで数多く頂いてまいりました。庁舎跡地の活用の議論のスタートは、平成28年9月に垂井地区の22名の自治会長様に御参加いただき、映写機で昭和50年当時の撮影されました垂井の町並みを見ていただきながら、引き続き行われた岐阜大学の学生を交えたワークショップで垂井の魅力、垂井の自慢を自治会長の皆様から大いに語っていただき、垂井の魅力と資源を再確認し、共有するところから議論が始まりました。

その後、垂井地区まちづくり協議会を中心としたがやがや会議を定期的に10回にわたって開催し、垂井地区の皆様と議論を深め、その議論を土台としながら基本構想策定に着手し、その検討過程で開催いたしましたシニア世代ワークショップと子育て世代ワークショップを通じて、町民の皆様の意見をさらに集約するとともに、数多くの意見の中から優先度、重要性の高い意見を選んでいただきながら、具体的な活用イメージを取りまとめてまいりました。

これらの町民の皆様の思いを基盤に、垂井町庁舎跡地等活用のあり方検討委員会において、今年度基本計画案を取りまとめ、現在パブリックコメントで基本計画案に対する意見を募集しているところです。

新型コロナウイルスのために、パブリックコメントの一環として計画しておりましたシンポジウムは中止とさせていただきますが、この基本計画案は、広報でお知らせするとともに町のホームページ、各地区まちづくりセンターにおいて御覧いただくことが可能となっております。また、あり方検討委員会の議事録もホームページで御覧いただくことができますので、町民の皆様にはぜひ御覧いただき、御意見を頂ければと思っております。

議員御質問の、基本構想に出ていた意見を再考し、構想を拡大解釈した上で基本計画を再構築させる考えは、その場合スケジュールを先延ばしする考えは、また利用される方々の声を再度聴き、利用しやすい施設としての再考の考えは、シンポジウムが中止となり、状況説明と再度意見収集の場を持つ考えはにつきましては、これまで庁舎跡地の活用の検討に関わっていた多くの町民の皆様からの御意見、また議員の皆様から頂いた御意見は、どれもが重要で貴重なものばかりでございます。その中から具体的な基本方針、整備方針を取りまとめる議論の過程では、誰もが真剣に垂井町と垂井地区の将来を思い、議論が積み重ねられてきたことと考えています。

一方で、新庁舎建設事業に比べ、庁舎跡地等活用事業が進んでいないとの御指摘を議会や町民の皆様から頂いておるところでございます。庁舎跡地の活用につきましては、さきに申し上げましたこれまでの検討過程を尊重するとともに、その上に策定された基本構想、基本計画案に基づき新たな施設が安心・安全に交流、利用ができる地域に寄り添う場、地域資源の活用と、地域の魅力向上の場となるよう、既にお示しをさせていただいておりますスケジュールに沿って、引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、議員御質問の中で、行政施設の複合化について触れていただいております。庁舎跡地周辺にあります公共施設につきましては、平成30年度に策定いたしました公共施設アクションプランの中でその整備方針を示させていただいており、その方向性を踏まえ関係団体とも協議する中で、基本計画案において庁舎跡地に建設する新たな建物に集約する行政機能を取りまとめいたしました。

一方で、新庁舎を中心とした行政機能の集約の議論は、行政サービスと町民の利便性等の観点から、庁舎内で継続して検討が進められているところでございます。この議論の結果、基本計画に示された行政機能に変更が生じた場合は、改めて議員の皆様にご説明させていただくとともに、広報等を通じて町民の皆様にお知らせさせていただき、設計段階では説明会等を開催して町民の皆様と情報共有を図ってまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、垂井町庁舎跡地の活用の在り方についての2点目の御質問、民間活用を念頭に置いた開発方式（PPP・PFI）を選択することは可能かということで、またクラウドファンディングなどの手法を用いた資金調達の考えについて、お答えをさせていただきます。

御質問の民間活用につきましては、今回取りまとめました基本計画案の中で、民間事業者の関わりとして整理しております。その中で、庁舎跡地の整備及び管理運営の手法について、民間事業者の資金やノウハウを活用することにより、サービスの向上やコストの削減を図ることが期待できるとしてあります。

このことから、令和2年度において、民間事業者との対話を重ねるサウンディング調査を実施いたしまして、基本計画を踏まえた庁舎跡地活用に対する民間のアイデアや意見を把握してまいりたいと考えているところでございます。

このサウンディング調査を通じて、議員御質問の民間活用を念頭に置いた開発方式（PPP・PFI）の選択の可能性を模索し、市場性の有無や実現可能性について検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、御質問のクラウドファンディングなどの手法を用いた資金調達につきましては、全国的に見ますと大きなところでは首里城の修復再建支援プロジェクトなどでクラウドファンディングを活用した資金調達が行われています。

クラウドファンディングの手法が垂井町の庁舎跡地活用に生かせるのかどうか、またふるさ

と納税などその他の手法の活用も含め、庁舎跡地活用に係る財源の確保について、今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上、垂井町庁舎跡地活用の在り方につきましての答弁とさせていただきます。何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳理君） では、再質問のほうをさせていただきます。

僕はあまり再質問のときに原稿を用意することはないんですけども、今回は原稿を用意して、またお話をさせていただきます。

なぜ、この2つの質問をあえてしたのか、時間もかなり制約をされる中で、2つも盛り込んでしまったのかというところ、これは、この2つが密接に関連する理念がそこには必要だというふうに思うからであります。どちらもこのまちの未来や夢を描かなければならないという点にあるからでございます。

人口減少に取り組む施策として、子供の数を増やすことは夫婦で何人出産するかではなく、結婚する人数が減少しているからだと考えられるようになってきました。子育て支援を拡充すること、現状よりも充実させるだけでは解決できなくなっているということを認識しなければならないと思っております。

そこで、人の一生というものを、生まれてから教育、学習、勤労、結婚、出産、子供の成長、熟年、老後、これらの言葉が適切ではないかもしれませんが、このような社会認識を持つことが、本来教育の中で取り組む必要があるのではないかというふうに感じております。大変難しいことではありますけれども、垂井町第2次教育ビジョンにも掲げてありますので、一貫した姿勢で臨まれることを希望しております。

子供たちがまちの将来像を描くきっかけとして、垂井町に住もうという子供たちの理念を掲げることを大変必要なことではないかというふうに感じております。

この点について、多分町長も同じ思いではないかというふうには思いますが、あえて質問をさせていただきます。

また、そのことを踏まえた上で、JR垂井駅周辺の利便性を生かしたまちづくりを共にしていこうではないかというふうに、副町長もおっしゃっておられたというふうに思います。今、新型肺炎をきっかけにリモートワークであるとか、テレワークであるとかというのが社会的に認められつつある、この状況になっているというふうに私自身は認識しておりますので、こうした人々が垂井町へ住みたいと、住んでみたい、ここで仕事がしたいと、そんなまちづくりをやはりしっかりと発信していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

これこそがまさに定住化を図っていく、先ほど答弁にもありましたけれども、定住化を必要としていく、その一つにやはりあの地区を、あの施設を、あの周辺を生かしていくという考え方に基づいたほうがいいのではないかなあと、先ほど民間に運営管理等も委託したりとか、開発そのものをそういったもの共々、そうした力をお借りしたらどうかということをお話しさせ

ていただきましたけれども、やはり垂井町としても、そういった方向にいろんな人、町内ばかりではなく、町外からもいろんな意見をやはり聞きながら、今後の施策に盛り込んでいただく、そんなお考えがあるのかということ、まず町長にお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 藤墳議員の再質問にお答えをしたいと思います。

1つ目と2点目、いずれも関連性があるからといったことで質問したということでございますが、まさしく議員も教育の中で社会の認識を深めていくことが大切だということでございますが、冒頭にも生涯学習課長が申しましたとおり、地域こぞって教育にも携わるのがまさしくコミュニティ・スクールでありますし、そしてまた企画あるいは各種の所管でもお世話になっておりますまちづくり協議会の推進もしかりでございます。

そういったようなことから、これまで地域と学校との関わりは、私たちの育ってきた背景とは随分変わってきておるのが、まさしく藤墳議員がおっしゃってみえる、その家庭の中で教育していくことが、子供を育てていくことが大切だということで、私もそういう認識でありますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、2つ目の庁舎の跡地の関係でございますけれども、町外からの意見を聴くおつもりもあるかということでございますが、先ほど来の質問等の中にも、垂井地区の方々を重視したという御発言もある中で、ここでまた町外に踏み込んだこと、耳を傾けるといった行為が果たしてこれまで、先ほど副町長からも28年から随分と回数を重ねながら地域に入り込んだという説明をさせていただきましたけれども、今のところわざわざ町外の方を拾い上げて聴くというのは、検討委員会の中の第三者も町外に住まれる方も先生方でもありますとか、そういった方々からの御意見を頂戴するというので、御回答にさせていただきたいと、そのように思います。

○議長（後藤省治君） 5番 藤墳理君。答弁に対する一問一答でお願いいたします。

○5番（藤墳 理君） 分かりました、失礼いたしました。

今、町外というふうに僕があえて申したのは、やはり移住者を対象にするならば、やはり町外の人、もしくは今移住されて町内に住んでおられる方等の意見は非常に重要ではないかなあというふうに思います。

まさに、移住してもらうということは、町外の人でなければ移住をしてもらうことはできませんので、それに向けての物の考え方、そういったものはやはりリサーチする必要があるのではないかというふうに思っておりますので、その点についてお答えを頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 一昨日でございますけれども、庁舎内におります若手の職員、20代でございます、7人の職員にタウンプロモーション・ワークキンググループといいまして、本当に

若い独身のメンバーでございますけれども、我々が持つておる情報と違った情報のジャンルがございまして、そこの世代の職員の方々にひとついろいろな意見、情報を盛り込んでくれといったようなことから、2日前に委嘱をさせていただきました。そのようなことから、現地に足を運ぶというのも大切でございますけれども、私どもにある人材の中からも、そういったことの意見が取れるようであれば、それにこしたことがないということでございますし、時間的なこともございますので、そういったような御提言のあるとおりに、若い世代の意見を聴くということにひとつ傾注、推進しておる部分もございますので、そういったことで御理解を賜りたいと思います。

○議長（後藤省治君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳理君） もう時間も10秒ほどとなっておりますので、十分な回答を得られたとは思っておりませんので、今後も十分議論をしながら私は進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

10番 木村千秋君。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋でございます。

議長のお許しをただいま得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

私からは、令和2年度施政方針について町長に問うと大きく題しまして、中でも主に第6次総合計画第5のテーマ「福祉・健康」、障がい福祉についてを問うてまいりたいと存じます。所属いたします文教厚生委員会の内容に触れますことをお許しいただきたいと存じます。

町長施政方針冒頭の「だれもが幸せにくらせるまちづくり」。私も約1年前に議員活動の再開をさせていただき、これについては町長と同じ思いであります。

さて、早野町長、町長となられて初めて組み立てられた新年度予算、どのような施政方針をお示しになれるのか大変期待を持ってお聞きしておりました。新年度に向けては、子育て世代の支援に重点を置いていただけるとのことで、期待どおりであります。子育て真っただ中世代の私にとりまして大変ありがたいお示しであります。

子育ては、障がいのあるなしに関係なく、本当に大変ではありますが、親子が共々に成長していける、その尊さも同時に感じております。今回の新型コロナウイルスの関係で、大人もそうですが、生活ががらりと変わった子供たち。そして、その子供を育てる御家族も大変な思いをしていらっしゃることは言うまでもなく、先が見通しにくくなりがちな障がいを持たれたお

子さんの支援はもちろん、そのお子さんを育てる親の支援は、最優先課題として積極的に取り組んでいかなければなりません。

話は少し変わりますが、先日、垂井町障がい者計画等に関わるアンケート調査結果報告書が作成されました。対象者はお手帳をお持ちの方とお子さん約1,550名で、有効回答数が817名、アンケートとしては52.6%の非常に高い回答率であります。

その中身、どのようなことが望まれているのか、大変興味を持って御回答いただいた内容を見てみますと、必要な支援という項目がありまして、入浴介助や食事介助等、様々な支援内容がありましたが、御回答のあった中で、例えば食事介助が3つの障がい、身体、知的、精神の中でも一番高い32.3%なのに対し、身体、知的、精神ともに通院を含む外出の付添いや送迎を望む御回答が、身体59.6%、精神43.4%、知的においては72.3%と、支援の必要性が共通して高いことが分かりました。

また、アンケートには支援を必要とされる方の率直なお声として、介護タクシーがなくなり、かかりつけの病院に通院など、すぐに必要なことが受けられず困っている。タウンバスを充実させてほしい。各種サービスを利用したいが、通所するための交通手段を整えてほしい。病気などの理由があつて、子供を預けたいのに連れていく方法に困っている。気軽に利用できる送迎サービスが欲しい。事業所までは、町内に事業所がありますね、事業所までは今親が送迎をしているが、病気などで送迎できないときは休ませなければならないため、送迎の希望をしている。この場合、家族の事情で送迎できない場合ですが、知的の方は何と52.2%もお休みをせざるを得ない状態になっているという報告なんですね。

子供も親も、どんな障がいを持たれていても、必要な支援として外出の付添いや送迎、いわゆる移動手段の確保についての課題意識が本当に高い。これがどこまで改善されていくのか、もう少し掘り下げて、深く深く掘り下げてお話をさせていただきたいところですが、質問時間に限りがございますので、この程度にさせていただきたいと存じます。

さて、施政方針に戻りますと、障がい福祉に対する熱意がなかなか伝わってこなかった中で、ただ一点御明言されたのは、人口減少による公共サービスの低下は福祉環境の悪化を招くおそれがあるとの御認識。

新年度予算中では、障がい福祉に対して新たな支援策や拡充等見られず、先ほどのアンケートにあった課題が解決されるような具体的内容に踏み込んだ方向がなかったように感じます。

そこで、早野町長にお尋ねいたします。

第6次総合計画のテーマに沿ってお示しのありました新年度の垂井町。介護、障がい、健康増進等に関する各種計画を統合した垂井町健康・福祉総合計画を策定され、より福祉と健康の連携を推進されるとのこと。おまとめになられることによって、障がい福祉が手薄となってしまうのではないかと不安が募ります。

障がいを持たれたお子さんやその御家族は、より多くの困難を抱えての子育てで、変わり行く時代の今でもなお、先ほどのようなアンケートや調査がない限り、気軽にはその困り感につ



いて声を上げにくい状況下にあるのは言うまでもありません。

新たな計画を策定されるに当たり、関連するこれまでの諸計画について、数値目標等達成できているのか、福祉環境の悪化を招かないためにも障がい福祉が今後どのようにあるべきか、早野町長御自身のお考えをお尋ねいたします。

続いて、少し細かな部分に入らせていただきたいと存じます。

障がいを持たれた方がなるべく御自身で活動できるように、サービスを利用し、社会とつながりを持ちたい、出かけたいたいなどといった御希望を多くお聞かせいただきます。現在、こうした御要望に対しては、タクシーチケットで運賃の一部を補助するものや、3年ごとに見直しのある障害者総合支援法などの障がいを持たれた方の直接的な法の下ではありませんが、道路運送法に基づく福祉有償運送で移動を支援するサービスの提供がなされております。

このサービスを受けるに当たっても、実施事業所に限りがあり、多くの希望者でなかなか思うような使い方ができない現状であります。また一方で、介護タクシーが今年度年度途中で利用できなくなるなど、移動制約のある御高齢の方や障がいを持たれた方には少し暮らしにくい垂井町になってきているように感じます。

私たちの移動手段となって社会参加をスムーズにつなげてくれた必要不可欠なサービスが提供できなくなっている中で、近隣市町においては、町などの保有する車を有効利用し、サービスを切らしてはならないと継続に当たられていると聞き及んでおり、申し添えておきますと、この福祉有償運送はNPO法人のほか、公益法人、農協、生協、医療法人、社協、社会福祉法人、商工会などが行えるとのことであります。

移動手段や外出に困難を抱えた方々が、その御家族の御負担が少なく、いかに気持ちよく生活をしていけるか、この課題解決こそがまさに子育て支援の一環とも言えます。行政として、こうした法人等に対し協力要請や連携等はどのようにされてきたのか、お尋ねをいたします。

また、先ほどのアンケートにもありましたように、移動制約のある障がいを持たれた方や御高齢の方の多様化するニーズと課題に対し、どのような検討がなされてきたのか、垂井町として今後どのように応えていくべきか、どのような展開が期待できるのか、これらについてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 木村議員の1点目の次年度施政方針について問うといったような内容から、各種計画を統合した垂井町健康・福祉総合計画を策定するに関連するこれまでの諸計画について数値目標等は達成できているのか、そしてまた福祉環境の悪化を招かないためにも障がい福祉が今後どのようにあるべきか、自身の考えをお尋ねするといったことについて御回答申し上げたいと思います。

新年度に向けての施政方針でも申しましたとおり、まちづくりの推進のキーワードとして「だれもが幸せにくらせるまちづくり」に全力で取り組んでまいり所存でございます。ただい

ま、その考えと同じであることをお聞きいたしまして、大変力強くうれしく思っておるところでございます。

令和2年度におきましては、社会全体を活性化し、持続可能なまちを実現していくため、子育て世代への支援に重点を置き、かけがえのない子供たちに子育て家庭がゆとりを持って子育てと教育ができるよう社会全体で応援するため、御案内のとおり、18歳までの医療費の無償化、そしてまた中学生の給食費無償化、また留守家庭児童教室入室年齢の拡充に取り組ませていただきたいと考えているところでございます。

議員の御質問にもございました、新年度予算において障がい福祉に対する支援策で拡充が見られない、また具体的に踏み込んだものがないと感じられているようでございますけれども、新年度における障害者福祉費につきましては、福祉医療費の助成事業等々も含めまして、対前年度比2,300万円の増額となっておりますところでございます。決して踏み込んでいないわけではございません。既存の事業をしっかりと行い、障がい福祉施策に取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、新年度におきましては、各種計画を統合いたしまして、垂井町健康福祉総合計画につきましては、これまでそれぞれの計画において分野ごとの法律の規定に基づき行われていたことから統一が図られない状態でしたが、今後、福祉施策を総合的に進めていくためにも、健康増進計画・食育推進計画、老人福祉計画・介護保険事業計画、地域福祉計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の4つの計画を統合する中で、計画期間を合わせて各計画間の整合性を図りながら一体的に取り組んでいくために策定をするものであります。

したがって、御心配されておりますような、統合することによりまして障がい福祉が手薄になるということではございませんので、ぜひとも御安心をいただきたいと思っております。

次に、これまでの諸計画についての数値目標が達成できているのかのお尋ねでございますが、計画の性質上、必ずしも数値目標があるわけではございませんが、例を挙げますと、現在の障がい者計画の重点施策の一つに日中活動の場の確保がございます。こちらにつきましては、一昨年、けやきの家を移転改修いたしまして、日中活動系のサービスである生活介護と就労継続支援（B型）事業に移行いたし、定員を増員するなど、充実を図ったところでございます。

子供に優しいまちはみんなに優しいまちになるとの思いもございまして、新年度予算においても子ども・子育て分野をはじめとした重点的な予算編成を行った次第でございます。

まだスタートを切ったばかりだという思いもございまして、障がいを持たれた方、またその家族の方々のお声をまだまだ聴けていないところもございまして、これまで以上に耳を傾けながら、引き続き障がい福祉の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、木村議員の御質問の中の障がい者、高齢者の移動の

確保についてお答えをさせていただきます。

現在、障がいをお持ちの方への移手段のサービスといたしましては、居宅介護における通院等の介助がございます。

また、65歳以上の高齢者に対しましては、介護保険サービスとしての訪問介護がございます。

その他、議員の御説明にもございました福祉有償運送によるサービスや障害者手帳をお持ちの方に対するタクシー助成に加え、今年度7月から85歳以上の高齢者の方に対しましても一月当たり2枚、1乗車当たり500円のチケットを交付し、移手段に係る支援をさせていただいているところでございます。

福祉有償運送は、議員の御説明にもございましたが、NPO、一般社団法人などが行えるものでございます。議員のお尋ねにございました、NPO法人等に対し協力要請や連携等はどのようにしてきたのかにつきましては、これまで町内の法人に対しまして、事業実施の可否についての調査確認を行ってまいりました。また、介護保険タクシーにつきましても、西濃管内の幾つかのタクシー会社を訪問し、介護タクシー事業の実施についての打診を行ってきたところでございます。

次に、移動制約のある方の多様化するニーズと課題に対し、どのような検討を行ってきたのかのお尋ねにつきましては、移動に制約のある方については、円滑な在宅での生活を続けていただくため、民間事業者によります移動販売、買物代行などの活用、また歯科医師による訪問診療など、移動支援に限らず、在宅での地域資源の把握にも努めてきたところでございます。

本町といたしましては、障がいをお持ちの方や高齢者など、移動に制約のある方に対する移手段の確保は非常に重要な施策だと考えておりますことから、今後も引き続き制度内でのフォーマル的なサービスにとどまらず、制度外でのインフォーマルなサービスの実態を把握しながら、先ほど議員が申されましたとおり、アンケート調査の結果も十分把握して、移動支援の具体的なサービスの提供等について調査研究を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきたいと存じます。

ちょっと質問が前後します。お許してください。

小川課長さん、大変いろいろ現場目線で町内事業所に掛け合っていたいただいと、いろいろとお調べもいただいておりますということで、本当に感謝申し上げます。今後もそういった形で継続して、受けていただける事業所がないかということも広げて、どんどんとお進めいただきたいなと思っております。ありがとうございます。

そして、町長、施政方針、今るる御答弁がありましたけれども、まさにSDGsですね、誰も置き去りにしないということで、予算額を膨らませての既存の事業をしっかりとやるという御答弁がありました。予算額を膨らませてまでしっかりとやっていくということで、手薄じゃない

んだ、理解くれということで、承知をいたしました。

こちらこそ大変心強いなと思っておりますが、加えてけやきの家さんに踏み込まれた御答弁があったかなと思っているんですけれども、そちらでちょっと実際事業所名が上がってきましたのでお尋ねをしてみたいんですが、やはり現場目線ということを常々おっしゃってみえて、現場であればなおのこと、けやきの家を利用されている方々が、やはり将来的にわたる送迎の心配というのを声に上げているということは私は承知しておるんですけれども、そういった導入なども早急に対応していただかないといけませんよね。町内事業所の現状をどこまで捉えておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 再質問にお答えしたいと思います。けやきの家には数回足を運ばせていただきました。その折に、必ずしも保護者の方と対応する場面があったというものでもございません。したがって、今のお尋ねの運送関係のことについての把握はしておるかというお尋ねでございますけれども、直接私自身の耳に入ったことはございません。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋。

御答弁ありがとうございます。

けやきの把握がなかったということで、ぜひ、先ほど私御紹介させていただきましたアンケート、本当に率直な意見が出ております。そちらのほうを必ずお目通しいただいて、現場はどのようなお声を上げていらっしゃるのかということをお目通しいただきたいなと思っております。それをお目通しいただければ、だから福祉環境の悪化は招かないよということが今後できるかと思っておりますので、誰も置き去りにしないということ、SDGs、そちらを御明言いただいて、今後の町長のより一層の障がい福祉にかける思いというのをいま一度お聞かせいただけたらと思います。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 障がい福祉に関わらず、全ての福祉に関することに私は思いは一緒でございますので、そういったことで御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。満遍なく福祉を取り組んでいかれるというお気持ちは承知をいたしました。

これで最後にいたしますけれども、サービスはあっても、使い勝手などが現場にマッチングしていないということがやはり見られるんですね。やはりこれが町長さんがいつも大事にしておられる、現場に出向かれて、現場のお声をしっかりとお聞きいただいて、ちゃんと御提供されているサービスが利用されたい方とマッチングしているかどうかということもしっかりとつかんでいただいて、より一層使い勝手のよいものへという形で、障がいのあるなしに関わらず、誰もが幸せであるように、ぜひともさらなる御努力を担当課を挙げて御努力いただきたいなと

思いますので、これは答弁は要りません、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、木村千秋の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） 9番 角田寛君。

〔9番 角田寛君登壇〕

○9番（角田 寛君） 9番 角田寛でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、地域防災計画の見直しについて質問させていただきます。

近年、急速に進んでおります地球温暖化によりまして、台風の巨大化、異常なまでの豪雨が頻発しております。一昨年には西日本豪雨により土砂災害が発生し、昨年には台風19号の影響により東日本を中心に大規模な浸水被害や土砂災害が発生いたしました。改めて被災されました皆様方にはお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧を望むところでございます。

昨年3月には、中央防災会議・防災対策実行会議におきまして、水害・土砂災害についての市町村が出す避難情報と国や都道府県が出す防災気象情報を5段階に分けて整理され、避難勧告等に対するガイドラインが示されたところであります。

本定例会の冒頭、町長より令和2年度施政方針が述べられましたが、安全・安心のまちづくりの中で、地域防災計画、地震ハザードマップの改定を進め、災害に対する体制の整備や地域防災力の強化に努めると言われました。

こうした背景の中で、まず早急な地域防災計画の改定が求められていることと思います。今後、改定に向けましてどのようなタイムスケジュールによりまして進められるのか、まずは伺いいたします。

改定に際しまして、災害情報計画におきまして、さきに実行委員会等に示されました避難勧告等に関するガイドラインの新たに5段階に分けられた警戒レベルに応じた住民の避難行動について記載されることと思いますが、その一方で警戒レベルに応じた住民に行動を促す行政情報の発信は大変重要であるかと思えます。どの段階で避難所を開設し、行政情報を発信していかれるのか、その発信方法にかかってくるかと思えます。

昨年の東日本豪雨の際、夜間の避難場所への移動においてお亡くなりになられた方がお見えになるということを教訓として、本町においても、これら情報発信につきましては、避難勧告・避難指示に当たっては早めに昼間の伝達が必要となると考えます。このため、気象庁の雨量情報のみならず、町内で4か所測定をしておられます雨量データの活用等が重要になってくるのではないかと思います。こうしたことが早めの避難につながるものと考えますけれども、この点についてのお考えをお伺いいたします。

3点目ですけれども、清掃計画についてです。

災害時には大量の災害廃棄物が発生し、環境衛生上の観点から仮置場の確保、処分方法、処分場所など、あらかじめ処理計画フローを策定していく必要があるかと考えられます。

現在、清掃計画の中では、地域ごとに仮置場の指定を検討していくとしておりますけれども、

今後、地域防災計画の改定の中で、そうした指定場所を明確にしていられるのか伺います。

また、仮置場におけます一時保管については、可燃物、不燃物の区分、不燃物ではコンクリートがら、金属類、家電の粗大ごみなど、その後の処分あるいは再資源化に向けての区分等についても配慮していくことが求められていると考えますが、どのように計画を進められるのか伺います。

また、先月の「広報たるい」シリーズ掲載の中で「ごみをかんがえる」の中にございしましたが、小型家電のリチウムイオン電池が入ったままでの廃棄によって出火の原因になったのではないかとこの掲載がございました。現在、リチウムイオン電池以外にも小型家電に利用される電池には、カドミウム、ニッケル、鉛など希少な資源としてのものが小型電池の中に使われております。通常ですと、こうしたものにつきましてはエコドームのほうで回収されておりますが、災害廃棄物になった場合もこうした再資源化を考慮しておく必要があり、小型家電の分別を事前に周知し、回収しておくことが必要になるかと思えます。

これらのことにつきまして、清掃計画についてお伺いをいたします。

4点目でございますが、治水対策について伺います。

昨年の東日本豪雨の際、ダムの緊急放流が被害を拡大させたのではないかとこの事例が問題視された一方、調整池、遊水池の効果により大きな災害を免れたという事例も報じられております。

本町におきましては、不破北部防災ダムが設置されておりますが、豪雨時の運用管理はどのようにされているのか伺います。

また、町内には数多くのため池があり、農業用の利水機能と同時に防火用水、そしてまた土砂の流出防止など多面的な機能を有しております。その維持管理は大変重要だと思います。

地域防災計画の資料編には、老朽化したため池の状況としての記載があり、境野ため池、南ため池等は危険度1となっており、直ちに改修の必要がありと判定されております。

今後、こうしたため池の老朽化の改修計画など、早急な今後の改修が求められております。この点につきまして町長の御所見をお伺いいたします。

また、さきに同僚議員のほうから泥川排水機の設置について質問がありました。泥川水域におきまして、表佐・栗原地内では道路の冠水や農地浸水がここ数年頻発しております。このため、数年来、泥川治水対策・浸水被害防止に関する県への要望活動を進めていただいております。今後とも、町長をはじめとして関係各課の皆様方におかれまして、継続された要望活動をいただきますようお願い申し上げます、私からの質問といたします。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

〔企画調整課長 藤塚康孝君登壇〕

○企画調整課長（藤塚康孝君） 角田議員の御質問、地域防災計画の見直しにつきましてお答えさせていただきます。

まず1点目の今後の改定に向けたタイムスケジュールについてでございますが、地域防災計

画は災害対策基本法に基づくもので、住民の生命と財産を災害から守るための対策を実施するため、災害に係る事務または業務を定める計画となっております。

来年度、庁舎移転によります防災拠点の変更や近年の激甚化する災害を踏まえ、地域防災計画の修正を予定しております。

スケジュールにつきましては、来年度中の完了を目指しておりますけれども、その間、防災会議での審議や地域の声の反映、国の防災基本計画や県の地域防災計画との調整など、様々な工程を経る必要がありますので、計画的に進めていきたいと考えております。

次に、2点目の町内4か所で測定しています雨量情報を今後十分に活用して早めの避難情報につなげていくことが重要ということでございますが、現在、本町では、朝倉運動公園管理事務所、府中地区まちづくりセンター、岩手地区まちづくりセンターの3か所に雨量計を設置し、不破消防組合が設置しました東消防署の雨量計と合わせて4か所の雨量を職員がインターネット上で確認することにより、避難勧告などの避難情報の発令に役立てています。

さらに、昨年度からは、超高密度気象観測システムPOTEKAを役場庁舎に設置し、雨量以外の風速なども観測できるため、これらの情報も活用しています。このPOTEKAで観測した気象データは、インターネット上によりまして住民の皆様にも公開しており、気象情報の入手により、早めの避難などの防災・減災対策に役立てていただきたいと考えています。

警戒レベルにつきましては、平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方についての報告を踏まえて、災害時に避難行動が容易に取れるよう、発令された情報と取るべき行動を直観的に理解しやすくすることを目的に、防災情報を5段階の警戒レベルで提供することにより、住民などの避難行動などを支援するため、避難勧告等に関するガイドラインが平成31年3月に改定され、制度が創出されました。

この警戒レベルの考え方は、当然、地域防災計画に反映すべきものと考えていますが、その根幹には、住民が「自らの命は自らが守る」の意識を持って自らの判断で避難行動を取り、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築という考え方がありますので、その考え方も反映していきたいと考えております。

避難情報の発令は、気象庁や国土交通省などが発表する気象情報や、さきにお話ししました雨量計などの気象観測装置の数値、住民からの情報提供や現場の状況など、多方面から総合的に判断して行う必要がございます。夜間などの時間によっては、避難情報を発令し、自宅外に避難を呼びかけることが逆に危険な場合も想定されますので、早めの発令を心がけるとともに、状況によっては垂直避難など自宅内での安全な場所への避難を促すなど、その後の住民の避難行動も考慮し、的確なタイミングで迅速に発令していきたいと考えております。

次に、災害廃棄物の仮置場の指定を今後地域防災計画の改定において指定していくのかということでございますけれども、本町の地域防災計画では、排出されたごみなどの災害廃棄物の迅速な収集・処理体制を記載した清掃計画を定めています。対策の大枠を定めておきまして、具体的な対応につきましては災害廃棄物処理計画によっているところでございます。

地域防災計画と災害廃棄物処理計画といった個別計画などは、大変関連深いものでありますので、来年度、地域防災計画の修正に当たっては、個別計画などとの整合性も図りながら、必要に応じ個別計画などの修正を求めるなど、本町として一体的な防災・減災対策となるよう、関係各課と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） 角田議員の御質問、地域防災計画の見直しの中の3点目、清掃計画につきましてお答えさせていただきます。

大規模災害が発生しますと、大量の災害廃棄物が発生し、その処理・処分に膨大なコストと時間を要し、生活環境の悪化、復旧・復興の遅れへとつながる事態に陥ることとなります。このため、被害が発生してからでなく、事前に対策を講じておくことが重要であります。

そこで、垂井町におきましても、国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、本町における防災対策全般の計画である垂井町地域防災計画と調整を図りながら、平成30年3月に災害廃棄物処理計画を策定し、災害時の廃棄物処理に備えております。

この計画の中では、朝倉運動公園スポーツグラウンド及び北部グラウンドを仮置場候補地とし、搬入される廃棄物は種類ごと大きく可燃物、不燃物、瓦礫類、取扱いに配慮が必要なものに分けまして、再資源化を図りながら処分することとしております。

小型家電につきましては、資源化が難しく、廃棄物扱いとなりますが、リチウム電池による発火事故等も懸念されますので、分別方法等、配慮してまいります。

また、迅速かつ低コストでの撤去処分には廃棄物の分別が重要となりますが、被災地派遣により得られた情報等によりますと、計画どおりの分別ができない、さらに天候によっては砂ぼこり、ぬかるみなどにより作業に支障を来すなど、仮置場での管理面、搬入や分別の難しさなどを聞き及んでおりますので、仮置場、搬入方法などを見直す必要があると考えております。

来年度見直し予定の垂井町地域防災計画との整合も図りながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 産業課長 立川昭雄君。

〔産業課長 立川昭雄君登壇〕

○産業課長（立川昭雄君） 私のほうからは、角田議員の御質問の4点目、治水対策についてお答えさせていただきます。

初めに、不破北部防災ダムの豪雨時の運用管理についてでございますが、不破北部防災ダムは、洪水調節を用途として建設され、河川法に基づく管理主任技術者を配置し、平常時には流量や雨量等の計測、水位の監視、堤体などダム施設の点検とともに、放流管ゲートを常時開放し、自然放流により最低水位で運用しております。

また、豪雨時など洪水警戒時の運用管理につきましては、ダム操作規程に基づき、放流管ゲ



ートを操作する場合や水位が満水を超えると予想される場合など、ダムからの放流を行うことで流水の状況に著しい変化が生じると認められる場合には、西濃農林事務所や大垣土木事務所など関係機関への通知とサイレンやスピーカー放送、屋外放送による下流域への周知とともに、流入量、放流量、水位などの監視をいたします。

なお、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風など、被害を受けまして、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針が昨年12月に国から示され、地域のさらなる安心・安全の確保を図るべく、関係機関と河川管理者が連携して、既存ダムの洪水調節機能を強化するため、木曾川水系ダム管理連絡調整協議会が今月の10日に設立されたところでございます。

当町も不破北部防災ダムの管理者として協議会に参画し、河川管理者と関係利水者との間において、洪水調節機能の強化に向けた治水協定の締結に向けて進めているところでございます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、ため池の改修計画についてでございますが、町内には防災重点ため池が21施設ございます。ため池の管理につきましては、土地改良区や管理組合など管理者による日常点検、岐阜県土地改良事業団体連合会によるため池診断のほか、町といたしましても日頃の目視点検、また大雨後の主要施設の点検等を行っているところでございます。

議員御指摘の地域防災計画に記載の老朽ため池につきましては、岐阜県土地改良事業団体連合会の診断で改修の必要があるものとして診断されており、これら診断の結果を受けまして、漏水や耐震不足などの機能低下や整備補修が必要な施設につきましては、県と協議を行い、経過観察やため池機能の廃止も含めまして、順次計画的な整備補修を進めておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

最後に、泥川治水対策・浸水被害防止に関する要望につきましては、議員も御存じのとおり、先般、表佐地区、栗原地区の関係者の方々並びに地元選出議員にも御同行いただき、岐阜県農政部及び大垣土木事務所へ要望活動を行ったところでございます。岐阜県におきましても、排水機場の整備は牧田川圏域河川整備計画に位置づけ、その必要性は十分認識されております。下流域の整備や調査等、関係部署と連携して進めていただいておりますのでございます。

今後も泥川流域における湛水被害軽減のための対策事業の着手に向けて、関係課と連携し、粘り強く県へ要望してまいりますので、お力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 9番 角田寛君。

○9番（角田 寛君） 御答弁ありがとうございます。

今、廃棄物の関係でございますけれども、第1点、防災計画の中に、特に災害廃棄物につきましては、垂井の建設協会との連携というようなことで災害応援協力協定が結ばれておろうかと思っておりますけれども、いろいろな各協会との連携ということでございますが、その中で特に災害廃棄物の分別については、やはり何らかの形でマニュアル化されたりして、そうした協会との連携をして進めていく必要があろうかと思っておりますが、今後とも分別についてやはり大変難し

い点もあろうかと思いますが、こうした災害応援協定に関する協会との連携をもって、さらにこうした災害廃棄物の収集あるいは分別に対しての何かマニュアル化なりをしていただけるといいかなというふうに思っております。

この点についてまずお伺いというんですか、どのような思いかということでお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

○企画調整課長（藤塚康孝君） 今、角田議員がおっしゃいました災害応援協定でございますけれども、垂井建設協会との応援協定につきましては、平成20年のときに協定を結んでおります。

その内容につきましては、細かい内容まではちょっと分かりませんが、今言うようにマニュアル化というようなこともあります。先ほど答弁申し上げましたとおり、個別計画というような形になろうかと思っておりますので、そこらあたりも重々住民課と連携を図りながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） ただいまの分別についての御質問でございます。

分別につきましては、速やかな処分、対応につきまして、非常に重要なことになってくると思います。

ただ、実際起きますと、当初分別の区分けは当然してあるんですが、なかなかそれができないという実態というか、そういったことがございます。そういうことがないように、今後十分検討してマニュアル化等を考えております。以上でございます。

○議長（後藤省治君） 9番 角田寛君。

○9番（角田 寛君） ありがとうございます。

先ほどのやはりごみは有用な資源でございますので、またそのあたり十分災害廃棄物の取扱いについて検討していただきながら、よろしく願いしたいと思います。

また、先ほどの泥川の件につきましては、今後とも県への要望のほうを続けていただきますようお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） これをもって、一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時07分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 栗 田 利 朗

会議録署名議員 太 田 佳 祐

